

平成18年第4回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1.開会年月日 平成18年12月18日(月)

2.招集の場所 府中町議会議事堂

3.開議年月日 平成18年12月18日(月)

4.出席議員(18名)

議長	久保博君	副議長	中村武弘君
2番	林淳君	3番	尾崎光君
4番	梶川三樹夫君	5番	岡邦憲君
6番	中村勤君	7番	西山光雄君
8番	久保宏隆君	11番	加島久行君
12番	吉田美江子君	14番	中井元信君
15番	上原貢君	16番	岩竹博明君
17番	大谷智也子君	18番	繁政秀子君
19番	木田圭司君	20番	小菅卷子君

5.欠席議員(2名)

1番	山崎忠昌君	9番	山西忠次君
----	-------	----	-------

6.付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 議員提出第13号議案

「安全・安心の町」宣言決議について

4 議員提出第14号議案

議会広報広聴調査特別委員会の名称変更について

5 議員提出第15号議案

地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について

6 議員提出第16号議案

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書について

7 議員提出第17号議案

「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書について

~~~~~

7. 説明のために会議に出席した者

|               |    |          |
|---------------|----|----------|
| 町             | 長  | 和多利 義之 君 |
| 助             | 役  | 難波 禎祥 君  |
| 教 育           | 長  | 土居 進一郎 君 |
| 総 務 部         | 長  | 慶徳 宏昭 君  |
| 企 画 財 政 室     | 長  | 山下 孝則 君  |
| 民 生 部         | 長  | 佐藤 信治 君  |
| 建 設 部         | 長  | 新見 理 君   |
| 消 防           | 長  | 材原 広隆 君  |
| 向洋駅周辺まちづくり事務所 | 長  | 須川 正昭 君  |
| 教 育 部         | 長  | 坪倉 崇二 君  |
| 環 境 部 次       | 長  | 亀山 栄悟 君  |
| 総 務 課         | 長  | 井口 猛 君   |
| 企 画 課         | 長  | 寺尾 光治 君  |
| 地 域 振 興 課     | 長  | 田上 敏文 君  |
| 保健福祉センター      | 所長 | 菊田 晴美 君  |
| 清 掃 事 務 所     | 長  | 林 健三 君   |
| 監 理 課         | 長  | 小林 功 君   |
| 生 活 環 境 課     | 長  | 新枝 智司 君  |
| 都 市 計 画 課     | 長  | 村戸 一敏 君  |
| 総務課長（教委）      |    | 和多利 隆 君  |
| 生 涯 学 習 課     | 長  | 中村 克司 君  |
| 学 校 教 育 課     | 長  | 十河 孝文 君  |
| 消 防 次         | 長  | 藪影 孝典 君  |
| 消 防 課         | 長  | 川上 孝之 君  |

~~~~~  
8 . 職務のために会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

~~~~~  
9 . 議事の内容

( 開 会 午 前 9 時 3 0 分 )

議長 ( 久保 博君 ) 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は 18 名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成 18 年第 4 回府中町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り )

議長 ( 久保 博君 ) 異議ないと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定をいたしました。

~~~~~  
議長 ( 久保 博君 ) 日程第 1、会議録署名の議員の指名を行います。

本日は 8 番 久保宏隆議員、 11 番 加島議員を指名いたします。よろしく願いいいたします。

~~~~~  
議長 ( 久保 博君 ) 日程第 2、一般質問に入ります。

本日は、文教関係から参ります。

文教関係、第 1 項、定期的な「音楽祭」開催について、 7 番西山議員の質問を行います。

7 番西山議員。

7 番 ( 西山光雄君 ) 皆さんおはようございます。先週からのどを痛めていまして、お聞き苦しいことと思いますが、よろしく願います。

質問します。質問事項、定期的な「音楽祭」開催について質問します。

質問趣旨。 11 月 12 日に府中中学校体育館において、第 1 回「スマイルコンサート」が開催されました。演奏団体は安芸府中高等学校吹奏楽部、府中中学校吹奏楽

部、マツダニューサウンズで、多くの町民の方が来場され、演奏最後にはアンコールなどあり、楽しい時間を過ごされました。

また、11月19日に廿日市市の文化ホールさくらびあで開催された県吹奏楽連盟・中国新聞主催の中国中学・高校吹奏まつりでは、府中中学校が県教育委員会賞、緑ヶ丘中学校は中国新聞社賞を受賞し、両校の音楽活動は地域において高い評価を受けています。

国内では音楽文化の振興のための環境整備を進め、定期的に音楽祭を開催されている自治体が多く、隣の海田町では文化的行事としてのふれあいコンサートがあり、小・中・高・一般のバンドが集まったのコンサートは町の顔的な行事になっています。

今まで府中町では広く町民に音楽文化を推進できる場所に恵まれませんでした。来年3月には、安芸府中生涯学習センターくすのきプラザが完成予定です。この機会に府中町の音楽関係団体の交流やそれぞれの分野での情報交換のためのネットワークづくりを積極的に推進し、自主的、自発的な活動目的に府中町教育委員会と関係団体の協力のもと、定期的な府中町音楽祭を企画し、府中町に音楽文化を定着させていきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（久保 博君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中村克司君） おはようございます。生涯学習課長です。7番西山議員の定期的な音楽祭の開催について、答えをさせていただきます。

平成19年5月にオープン予定の安芸府中生涯学習センターくすのきプラザのアリーナは、スポーツ施設としての機能と文化ホールとしての機能をあわせ持つものです。特に、文化芸術活動の拠点となる文化ホールはこれまで府中町内にはなく、町民の方々が長く望まれた施設です。開館後は各種発表会や講演会、音楽会など幅広く活用いただけるものと思っております。

これまで府中町において開催される定期的コンサートとしては、幼児から高齢者までの15団体のコーラスグループが一堂に会するビバラビバコンサートが毎年公民館で開催されております。今年で18回目を迎えた息の長い行事となっております。そのほか声楽家の藤井幸子さんも毎年南公民館でソプラノコンサートを開催され、町民に質の高い音楽を提供していただいております。

西山議員ご指摘のように、府中中学校、緑ヶ丘中学校の吹奏楽部の活躍には目をみはるものがあり、両校の榮譽については教育委員会としても大いに喜ばしく思っているところでございます。両校の吹奏楽部は技術と表現を争うコンクール出場だけを目指すのではなく、町の祭りや公民館行事などにも数多く参加いただいて、町民との交流や音楽文化の振興に努めていただいております。来年度以降はぜひともくすのきプラザにおいて演奏会を開催していただきますよう配慮させていただく所存でございます。

また、音楽活動に限らず、町民の皆様の自主的な文化活動やスポーツ活動を応援するため、身近な発表の場、交流の場となりますよう運営してまいりたいと考えております。定期的な音楽祭の開催も視野に入れながら、引き続き設備等も整え環境づくりを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 博君） 7番西山議員。

7番（西山光雄君） どうも答弁ありがとうございました。特に、府中中学校の吹奏楽部は目をみはるようなものがありまして、やっぱりあれを見ていますと熱血な指導者がおられて、しかもハイレベルな指導されておりまして、少し楽器に携わった人でもあの演奏を見ると、わあっと言われるぐらいレベルが上がってきております。緑ヶ丘中学校、府中中学校ともよく聞きますと、なかなかスケジュールが詰まっています非常に苦しい面もあるかと言われておりますけれども、僕としては夏休みに入って1週間前後ぐらいで、土曜日の夜でも夕方、皆さんの集まれる時間にぜひあの音楽祭を開催していただきたいと思います。本当に府中町には優秀なプレーヤーがたくさんおられますし、ぜひこのくすのきプラザができることをきっかけにどうしても音楽祭を開催していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（久保 博君） 以上で第1項、定期的な音楽祭開催について、7番西山議員の質問を終わります。

続いて、文教関係、第2項、くすのきプラザ開館事業について、18番繁政議員の質問を行います。

18番繁政議員。

18番（繁政秀子君） おはようございます。本日、町民の方が2、3人早くお見えになりましたので、一緒に私たちの控室からくすのきプラザの全容を見ていただきました。そしたら、まあすばらしいものができてるんですね、こんなに上から見た

ら全体が見えてすごいですねと、皆さん随分、町長、喜んでおられました。そこで、私はこのくすのきプラザの開館記念事業についてのお尋ねをするんですが、その前に、くすのきプラザ図書館がオープンするために、私は20何年前に議員に立候補させていただいたときに、一番最初に皆さんがこれをどうしても実現してくださいということで、図書館と文化ホールとを実現させるという公約で出させていただいたことを思い出しました。それから20数年たってあんなに立派なものが町長さんを初め、また職員さん、そして議員さんが一体となって、あんなすばらしいものができたんだという実感を目にいたしまして、熱いものを感じました。そのときにふと思ったのは、その20何年前に今日本で大活躍を、世界でもしてると思うんですが、吉川晃司君が初めてデビューをしたときに、府中町出身ですから、吉川君がデビューをしたときにお母さんが3,000枚のはがきを買ってこられて、私たちPTAの役員やみんながそのときのデビュー曲がモニカだったんです。モニカをモニカ、モニカ、モニカいうてみんなで希望を出したんです。そしたら、どんどんどんどん吉川君の力もあったんでしょうが、随分がデビューがいい方向に行ったのを思い出して、ああ、私たちもああやって吉川君を応援したなと思いました。

ということで、質問に入るわけですが、19年の5月に町民が本当に待ちに待ったくすのきプラザがオープンいたします。本当に待っておりました。20数年も待っておりました。その中には立派な図書館も入りますが、そこでこの施設は子どもからお年寄りまで本当に幅広い世代の人が生涯学習の拠点の施設として本当に待っておられましたから、すばらしいスタートを切っていただきたいと願っております。そのためにも開館時におけるこけら落とし事業に私が前から申しておりますように、府中町で生まれ育っていった著名な人たちを一堂に招致して、一堂というわけにいかないかも知れませんが、いろんな方に府中町出身で著名になっていらっしゃる方にご案内を差し上げて来ていただいて、そして皆さんと一緒に府中町出身の人がこんなに活躍をされている、そのことがこれから府中を担っていく、私たちを担っていくくれる子どもたちに随分いい影響になるのではないかと思いますので、町民の文化意識を高揚することにもなりますから、ぜひそういう人たちを招致していただきたいという願いなんです。そして、町民に文化と優しい心が育つように、ぜひ生涯学習の拠点としてのプラザでこけら落としにはそういう人たちを呼んでいただきたい。これは何年か前から私が強く要望しておるんですが、その考え方についての町

側の教育委員会の考えと、それからどういう計画になっておるのかお聞きしたいと思います。

それから、開館時にロビーに作品が展示されるようになっておりますが、せんだって町民の方が私におっしゃいました。私はずっと好きで絵をやってるんだと、ですからロビー展のときには二科展に入賞された方もあるでしょう、そうでなくても絵が好きで随分たくさん大きな絵をかいていらっしゃる方もいらっしゃいますから、ロビー展はまず最初にそういう人たちに展示をお願いしてほしいということと、もう一つは、書、書道ね、とってもすばらしい前衛書道の先生もいらっしゃいます。そういう人たちの書も展示していただきたいと思います。

それからもう一つは、すばらしいピアノが購入されました。せんだってありましたね、約1,000万円ぐらいかかるんじゃないかというようなピアノが購入されます。そのピアノの初弾きというんですが、初めてピアノに手を当ててやってもらうには、府中出身のすばらしいピアニストがいらっしゃいます。その人にピアノのコンサートをしてもらうように、ピアニストだけじゃなくても、ほかにもそういうことで頑張っている方がいらっしゃいますので、そういう人たちにも呼びかけてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

まだまだ府中町にはすばらしい方がたくさんいらっしゃいます。そういう人たちを発掘して、これから実際にくすのきプラザが町民に親しまれるプラザとなるためには、そういう方たちを実行委員のような形で入っていただいて実行委員会をつくって、これからの管理運営まではいきませんが、その人たちと一緒に運営の面でアドバイスをしていただくようなことを考えていただいたらいいのではないかと思います。その点もよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久保 博君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（和多利 隆君） おはようございます。18番繁政議員のくすのきプラザ開館事業についてご答弁申し上げます。

町民待望の安芸府中生涯学習センターくすのきプラザの建設工事が来年3月には完了する予定です。現在、開館に向けてもろもろの準備を進めております。議員ご指摘のとおり、このくすのきプラザは全町民が心待ちにしていた施設でございます。完成後におきましては、子どもからお年寄りまで幅広い世代の多くの町民の皆さん

に親しまれる施設となるよう運営していくことが何よりも大切なことと考えております。

さて、開館に向けての今後の日程でございますが、3月中旬に教育委員会事務局の引っ越し、そして施設備品などの搬入整備、図書館の開館に向けての作業、職員等の教育訓練を行い、5月の中旬にはくすのきプラザとして図書館とアリーナの同時開館ができるよう準備を進めております。

議員お尋ねのオープニングイベントでございますが、これについては先般の全員協議会で教育部長がお答えしたとおり、これから詰めていくところですが、この施設の機能に着目して、少し具体的に申しますと、5月のオープンの日のは、施設のお披露目ということで、あくまでも施設を見ていただくということに軸足を置いた内容とすること、平成19年度はオープニングイヤー、開館年として広く町民の皆さんに館に対する親しみを持っていただけるよう、1年を通してオープニング記念の催しを継続的に開催すること、オープニング関連の事業または行事は、個人または町内の生涯学習団体、スポーツ団体等の主体的な活動の場の提供というくすのきプラザの本来の設置目的から離れないこと、文化ホールとしては、両中学校の吹奏楽部の演奏会、府中文化協会の皆さんによる芸能の発表会など、町内で活動している生涯学習団体、文化団体などが主体的に企画し実施する行事を取り入れ、教育委員会としてできる支援を行うこと、体育館としては、この施設でできる室内競技ごとの記念大会や呉娑々宇スポーツクラブで健康づくりのためのニュースポーツの体験教室を開催すること、図書館は、これまで地域や学校でお話会、読み聞かせの活動を行っている団体の力を生かす行事、事業を展開すること、NHKののど自慢は採択されませんでしたでしたが、これにかわってくすのきプラザを町の外へアピールできる放送番組を誘致することということになるかと思っております。

ところで、議員ご提案の府中町で育ち巣立っていった著名な方を一堂に招致して町民の文化意識の高揚をということでございますが、府中町出身の著名人、有名な方と申しますと、先程ありましたようミュージシャンの吉川晃司、俳優の宇梶剛士、アナウンサーの本田恭章、コンサートプランナーの頼近美津子、スポーツ解説者の金田喜稔、広島打撃コーチの小早川毅彦、タレントの竹原慎二、歌手の神園さやか、アナウンサーの津野瀬果絵、漫画家の久保帯人、プロ野球選手の西村健太郎、作家の大下英治、タレントの高尾晶子さんなどがおられます。これらの方が一堂に会し

てくすのきプラザの開館を祝っていただくというご提案でございますが、そういったイベントの自主運営など環境づくりについて検討してまいりたいと考えます。これから開館に向かって諸準備を進めてまいります。今後よろしくご指導のほどお願いいたします。

それから、通告の中になかったロビー展でございますが、ぜひこの開館時にできるかどうかわかりませんが、公民館活動等でなされている方のロビー展は必ず実施してまいりたいと思っております。

それと、ピアノ開きのコンサートでございますが、これもできればせっかくピアノを買っていただきましたので、議員が思っておられるほどの金額はしてなかったわけですが、いいピアノを買っていただけだったので、ぜひピアノ開きのコンサートもさせていただきたいと思っております。

それと、町民の方を入れてそれらの実行委員会等にかかわるような形をとということでございますが、これらもそういった環境づくりについても検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（久保 博君） 18番繁政議員。

18番（繁政秀子君） ありがとうございます。ほとんどお話をしたことはやろうという意欲をいただいたと見えんですが、著名な人を一堂に会して集めてというのはちょっと難しいかもわかりませんが、私は思いますのに、今おっしゃった人たちに一応はこういうことがある、こういう施設ができた、ですからぜひ日がもし1年かけてオープニング行事をやろうとされるんなら、その間に1人か2人ぐらいは喜んで来てくださる人がいらっしゃると思うんです。ですから、チャンスですから、そういう人たちにこんなすばらしい会館が府中町にできたんだと、その人たちが大きくなる段階ではそういうことはなかったわけですから、今日最初に言ったように、上から見ていただいたら本当にすばらしいものができてるんです。その著名な人たちに府中に帰って、子どもたちに、これから将来ある、未来ある子どもたちに、ぜひ自分たちはここで生まれ育ってそのおかげでこうなったんだとおっしゃるかどうかわかりませんが、多分そうおっしゃると思います。そのことが子どもたちのこれからの夢につながっていく気が私はするんです。ですから、1年かけてそれをされるんなら、今まで公民館でやっていた発表会がそのままあっここでけり落とすとしてやるのではなくて、やはり一人でもいいですから府中町の出身の著名な

人に来ていただいてそういう話ができるような努力はしてもらいたいと思うんです。努力はするいうておっしゃるんですが、なかなか実行に移してもらえてない。何年前からそういう人を呼んだらどうかと言ったら、1人だけ教育委員会の人が、そうですねというて、呼んでやろうとされたのが、今は亡き将棋の村山君です。あれ「ふたりっ子」というNHKの将棋がはやったときに、将棋でこうこうこうですごい子がおるから呼んで来てくれんかいねって言うたら、そうですねって言うて声をかけたときには、もう村山君は体が悪かったです。ですから、せっかく言っていたんだけど、府中でそういう話ができませんとおっしゃったのを覚えております。

ですから、本当に今活躍されている人、有名な人がさっきおっしゃったようにすばらしくたくさんいらっしゃいますから、一度は早く、もう皆さんが、ですから役所の方では難しかったら、本当に地域の人の中にはそういう人たちと親しい人がたくさんいらっしゃいます。ですから、それぞれに声をかけてもらうようなことをやっていただきたいと思うんですがね。例えば大下英治君だったら、大下英治君の兄弟がいらっしゃる、金田君だったら、金田君のお父さん、お母さんいらっしゃる、吉川晃司君のお母さんは東京ですが、お父さんは広島にいらっしゃるというように、竹原君もすぐ近くにいらっしゃる。竹原君なんかは、なんか言うちゃあいけません、東広島の成人式に行って子どもたちに、あいさつというか自分の体験を話して、東広島では随分喜んでいただいたと聞いております。また、今回は皆さんの努力で神園さやかちゃんが彼女も成人式に府中へ帰りたいたい、府中町で成人式を受けたいということでその日はあけとったんだそうです。たまたまあけてあるのに、府中町に早く言うてなかったもんですから間に合わないというような状態を生涯学習課長が一生懸命頑張ってくださいって、今回神園さやかさんが来られます。そのように、自分の方から府中で成人式を受けたいとか、自分の方から府中でこんなことしたいと、そう思っている人はたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

ですから、私たちで、もしそのことをやってもいいんだったら、私たちでも頑張りますが、その中に実行委員をつくって、実行委員会の中にだれか入ってもらって、そういうことができるようなことをしてもらうのが一番いいのではないかと思います。その辺の考え方。先程おっしゃったピアノ、それからロビー展、それから書道なんかは今までどおりあそこでもっとすばらしい人を集めてやってくださると

ということですが、著名人を集めてというのがちょっとトーンが低いんです。私は著名人を集めて、せっかくのチャンスですから、町長さんが努力して本当に勇気をもってあそこにあんなすばらしい会館を職員さん、議員さんと一体となつてできたんですから、その辺に力を入れてもらいたいと思うんですが、もう一回考え方をお聞かせください。

議長（久保 博君） 教育長。

教育長（土居進一郎君） たくさんのアイデアを今いただきまして、いずれもこのくすのきプラザ開館にふさわしいすばらしいアイデアだなと思いながら、ぜひ実現していきたいなという気持ちでいっぱいですが、最近ではこうした館があつちこちにできますが、できるだけ質素にということで、いつできたのかもだれにもわからないような状態の中でオープンしていく、そういう施設が多いございます。そういう中であつて、この議会の中からこうしたご意見をいただくことは大変うれしく、また心強い気持ちでいっぱいですが、ご提案の趣旨なども生かしまして、教育委員会主導ではなく町民こそ祝っていただけるような、さらに館の将来については、府中町の教育や生涯学習の将来につながるような、議会のご意見はもとより、町民のアイデア、主体性が生きるような有意義なスタート面にしていきたいというように思っております。どうかよろしく見守るとともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（久保 博君） よろしゅうございますね。

18番 繁政議員。

18番（繁政秀子君） ありがとうございます。実行委員会も考えてみようということですし、できましたら5万1,000人弱ですかね、今人口が。そういう町でそういうようなこけら落とし、著名人を呼んで、私はちょっと気にされてるんではないかと思うんですが、予算的なことではないかと思ひます。予算が500万円ぐらいしかないんで、いろんなことでやりよると、そういう人が来てもらうのにお金がないのではないかとこのことを心配されているのではないかと思ひますが、多分私は思ひますが、案内をしてみてください。そんなにたくさんお金は要らないと思ひます。もし、お金がたくさん要るようでしたら、また議会の方でもみんなと検討とさせていただきます、それこそそういう方が、府中町出身の方が来られてこけら落としにこんなことをしたんだということは、5万1,000人余りの町としたら誇

りを持てるようになるのではないかと思います。ですから、ぜひ向こうにそういうことを打診をしてみたい。そして、その結果によったら早目にさせていただければ、私たちは私たちが動いてよかったらお願いもいたします。多分お金はそんなに要らないと思いますから、その辺は余りにされて小さく小さくならないように、大きなものができたんですから、大きな心で子どもたちにこの文化的な府中町になるために努力をしていただきたい、これをお願いして私の質問を終わります。町長さん、よろしくお願いいいたします。

議長（久保 博君） 以上で第2項、くすのきプラザ開館事業について、18番繁政議員の質問を終わります。

続いて、文教関係、第3項、府中町「放課後子どもプラン」実施に向けた対応について、14番中井議員の質問を行います。

14番中井議員。

14番（中井元信君） おはようございます。府中町「放課後子どもプラン」実施に向けた対応について質問させていただきます。

19年度からの新規事業として、市町村において地域の中で放課後に児童・生徒が安全で健やかに過ごせる居場所づくりを推進するため、教育委員会の主導で福祉部局と連携し、原則として全小学校区で文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」を一体的な連携のもとに新たな総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」を実施することとなります。

本町では、現在留守家庭児童会を開設し、下校後、仕事等で保護者が家庭に不在の小学3年生までの児童を対象とする事業を推進していますが、文部科学省の資料によれば、新規事業のプランのベースになります既存の「地域子ども教室」、来年からは「放課後子ども教室」となりますが、文部省による2004年から3年間、今年でこの事業を終わるわけですけれども、この事業と「放課後児童クラブ」の未実施校はそれぞれ全体の72.6%（1万6,243校）と38%（8,142校区）を占めております。まだまだ未実施校があるということでございます。

保護者が安心して働くことのできる環境づくりのため、また幼い子どもを対象にした犯罪が多発している今日、子どもの安全の観点からも、子どもたちが安心して通い、学び、楽しく過ごせる居場所づくりを進めるこの事業の意義は極めて大きいも

のがあります。

その実現のために、まず1番目に、地域の力の積極的な活用、担当職員、教員を目指す学生あるいは教員OB、地域ボランティア等の協力が求められます。

次に、この事業は学童保育より対象年齢が広いことも挙げられております。広くしていこうというそういう施策でもあります。

また、学校の協力が不可欠であり、校長や教頭を構成メンバーとする運営組織の設置が必要とされております。

次に、4番目に障害児童の受け入れをどうするのかという問題があります。現在全国1万5,000か所の47%で受け入れられております。2005年度の資料でございますが。

また、午後6時以降の運営を、これは現在児童福祉法に基づく放課後児童クラブの登録人口65万人、2005年で68%の施設で実施されております。この時間延長についてはどう取り組まれるのか。

また最後に、居場所の確保については、最終的には空き教室等、学校施設内ということが求められておりますが、自治体それぞれの実情もあり、これまでの歴史的経過もございます。これにどのように対応されるのか、などの問題がそれぞれ指摘されますが、これらの課題に対し今後の対応はいかにされるのでしょうか。

以上でございます。

議長（久保 博君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中村克司君） 14番中井議員からの府中町放課後子どもプラン実施に向けた対応についてお答えをさせていただきます。

放課後子どもプランにつきましては、文部科学省の補助事業として放課後子ども教室、厚生労働省の補助事業として放課後児童クラブの2つの省が2つの事業を協力して行う事業であります。その中で厚生労働省の補助事業であります放課後児童クラブにつきましては、小学校区ごとに1年生から3年生を対象として留守家庭児童会を設置、運営しております。12月13日、5校合わせて421人の児童が参加し活動しております。新たに始まります事業は、文部科学省の放課後子ども教室ですが、平成16年度から平成18年度までの3か年、委託事業として行われておりました。地域子ども教室、子どもの居場所づくり事業を引き継ぐ形で行われる事業でございます。

現在行っております地域子ども教室ですが、土曜日を中心に各小学校、両公民館、歴史民俗資料館、揚倉山健康運動公園、空城山公園などを中心に行う陸上教室、パドミントン教室を初めとするスポーツ教室や子ども料理教室、手芸、将棋などの教室や小学校の図書館開放などのさまざまな分野において地域のたくさんのボランティアの方々に協力していただきながら実施しております。

今年度まで実施いたしました地域子ども教室は、委託事業として国から全額費用を受けて実施してはりましたが、新しく始まります放課後子ども教室は、事業費用を国、県、市町村の各団体がそれぞれ3分の1ずつを負担して行う事業です。現在、国、県とも予算化が確定していないこと、これまで国や県から市町への説明会が2回行われましたが、その中で全体のプランとしての活動方針は説明を受けております。しかし、具体的な活動内容はまだ示されておられません。国から県への事業説明が来年1月下旬、その後、県で事業費用についての補助要綱を作成され、2月中旬に県から各市町に事業説明をされる運びとなっており、現在、事業規模詳細についてはわからないというのが現状でございます。

平成19年度から事業が予定されている放課後子ども教室は、全小学校で1年生から6年生までを対象とした安全、安心な子どもの居場所づくりの設置を目的に進められております。事業実施に当たっては、議員からご示唆のありました6項目にわたる大きな課題のほか、活動中や下校時の安全確保、今の時期ですと、夕方5時は既に暗くなっております。これまで地域の方々に支えられて実施しております登下校時の見守り活動の時間帯が広がること、事業のメニューづくり等々、越えなければならない高いハードルがあります。しかし、教育委員会といたしましても、放課後の安全、安心な子どもの居場所の確保が必要ということは認識しておりますので、国、県の予算が確定した段階で関係各所と連携を図りながら事業を実施していきたいと思っておりますが、その際には町としても予算処置が必要となります。補正予算をお願いさせていただき対応していきたいと考えております。地域の皆様方の協力を仰ぎながら、府中町としてできるところから取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 博君） 14番中井議員。

14番（中井元信君） ご答弁ありがとうございました。時代変化の中でやはり制度もかなり変化してまいりましたけども、昭和30年度ぐらいから放課後子ども留守

家庭児童を預かるそういういろんな形でのそういう民間、公立的なもの、そういうものが歴史的に築かれてきたと思います。そうした中で制度的にもいろんな形で整ってきたわけですが、働きながら子育てのできる環境づくりということと、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりということと、やはり新しい時代の中で対応する形でいかに融合させていくかという大きなテーマが与えられたんではないかと思います。いろんな形でボランティア等の協力も要るわけですが、やはり留守家庭児童を持つ親にとっては、今まできちんとした専門のそうした指導員という方々の配置があって、安心して安定的にそういった留守家庭児童という枠の中でそういう教室の中で生活ができてたわけですが、その辺の制度が変わることによって安心したシステムが弱くなるんじゃないかという不安があると思うんです。その点への配慮っていうか、ちゃんとそういった今まで継続的に安定的に行われてきたものがちゃんと守られていくのだろうかという、その不安に対してこれからどのようにこたえられていくのか、その点についてひとつ再質問させていただきます。

議長（久保 博君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中村克司君） 安全システムのづくりということですが、これから確かに今まで留守家庭児童会等は在籍者等が全部確立しておりまして、中では学校から留守家庭児童会へ帰ってくる間に連絡せずに家に帰ってしまうといったこともあって、職員が皆探し回るといようなことも何度かありました。さらに、今回新しくできます放課後子どもプランでございますけども、対象が1年生から6年生という幅が広いこともあります。全児童が対象ということで、どこまで登録してこられるのだろうかというのも不安はございます。しかし、そういったところをいろいろ地域の方にも協力いただきながら、そこら辺の一つずつを手探りしてつくっていかないと確保はできないと思っておりますので、そこら辺のところ今から計画しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 博君） 以上で第3項、府中町「放課後子どもプラン」実施に向けた対応について、14番中井議員の質問を終わります。

続いて、文教関係、第4項に移ります。国際化に伴う行政の対応について（国際交流事業は）について、19番木田議員の質問を行います。

19番木田議員。

19番（木田圭司君） 国際化に伴う行政の対応について、お伺いします。

まず初めに、断っておきます。国際交流協会の運営に絡んでの質問ということでございますので、町の補助金支出の立場では総務委員会の所掌であるということは認識しております。ただ、協会が立ち上がった背景には、当時、平成3年だと思っておりますけど、教育委員会が担当しており、そのときに100万円余りの補助金で出発したと聞いておりますので、あえてお聞きいたします。

その後10年余り経過してきて社会情勢も大きく変化し、外国人の在住者も大幅に増えてきて、当初の国際交流事業以外に行政相談的な業務も年々増えてきているように思われます。国際交流協会としても外国から来られている人たちに少しでも役に立ち安らぎを与えられるよう努めていきたいとのことでありますが、これからさらに進むであろう国際化の中で、外国人が安心して生活できるためにも、町として行政として対応すべき事項については、何らかの対応を早急に検討すべき時期に来ているのではないかと思います。お考えをお願いいたします。

それから、来年開館予定のくすのきプラザについてでございますが、この施設は町民の生涯学習の拠点としてスタートするものと思います。生涯学習施設ということになれば、外国人を含むすべての町民を対象にし、だれもが学び生きがいを見出せるような施設でなければなりません。できればその施設の中へ国際交流というものをどのようにとらえ、どのように展開していこうとしているのかをあわせてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（久保 博君） 地域振興課長、答弁。

地域振興課長（田上敏文君） 19番木田議員のご質問にございました前段の部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

国際化の進展、経済のグローバル化に伴い、国民が海外へ出かける機会が増大いたしますとともに、外国人の来日滞在も増加してきたことによりまして、国際理解、交流の必要性が求められ、さまざまな行政施策が展開をされてまいりました。あわせて民間交流活性化の観点から、府中町では、先程も触れられましたけども、平成3年に国際交流協会が結成をされ、各種の触れ合い事業や語学教室、研修など積極的な事業を自主的に展開され成果を上げておられます。府中町といたしましては、このような協会の活動に対して財政的な支援を行うとともに、国際交流に関する各種情報の収集、提供を行ってまいったところでございます。

町内の状況でございますが、本年8月1日現在、韓国、朝鮮籍の方を初め、中国、

ブラジル、フィリピン、ペルーなど26か国、697名の方が外国人登録を行い、生活を送っておられます。府中町ではこのような在住外国人の生活を支える各種の行政サービスにつきましては、現在は各担当課において、案内あるいは制度の紹介等を行っております。また、以前でございますが、外国人の増加に対応して国際交流協会の協力をいただき、案内パンフレットを作成し、悩み事、心配事相談などを商工センターで定期的に行っていたこともございました。

さて、今後は少子高齢化社会の進展を受けた労働力確保の政策などにより、在住外国人の増加も予想をされておるところでございます。このような状況を踏まえまして、広島県では本年度より多文化共生施策の取り組みを初め、広島国際センター内に通訳や専門家の方による外国人総合相談窓口が設置されまして、在留資格や社会保険、労働条件などに関する相談業務が開始をされました。また、各市町間の連携を図るために、担当者会議や協議会の結成、テーマごとの研修会などが実施されるなど、自治体における取り組みがようやく始まったところであるというふうに認識をいたしております。このような実情を踏まえますと、在住移住外国人の相談に応じる必要性は認識をいたしておりますが、現今の行財政改革による官から民への流れの中で、その相談業務を専任で行う状況にないということをご理解を賜りたいと思います。

町といたしましては、国際センターの相談業務に関するパンフレットを住民課の窓口において、手続に来られる外国人に案内をいたしておりますが、今後さらに関係各課との連携を緊密に図りながら対応を進めてまいります。ただ、相談内容が多岐にわたり、専門的な領域に及ぶ場合、先程申し上げました県及び関係各機関へ紹介をするなど、相談方法を工夫し、地域の中で暮らしやすいというふうに感じていただける環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、今後の施策推進に当たりまして、一つは、福祉、保健、医療、安全、環境、雇用、教育など、さまざまな幅広い分野がございますが、これらの分野につきまして、在住外国人が利用していただける各種行政サービスの紹介や手続の指導など、行政が本来業務として行うべきこと、また2番目といたしましては、これまで取り組んでこられたような各種の語学教室や草の根レベルでの交流事業など、民間でやっていただいた方がすぐれた効果が見込めるもの、3番目といたしまして、両者が連携して行った方が効果が上がるものなどを整理し、対応を工夫してまいりたいと

いうふうに考えております。3番目の連携の例といたしまして、例えば先程触れましたけども、パンフレットなどの作成に当たりましては、内容の充実のために、協会の会員の方など民間のノウハウを発揮していただくことも大切なことではないかと考えております。ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（久保 博君） 教育部長。

教育部長（坪倉崇二君） 19番木田議員のご質問、国際化に伴う行政の対応について、教育委員会としてのお答えをさせていただきます。

教育分野における国際交流、国際理解につきましては、国レベルにおきまして、21世紀の国際社会で主体的に生きる日本人を育成していくための諸施策を充実することや、諸外国の人々とお互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくための活動を一層推進していくことが必要であるの認識に立っているところでございます。

本町におきましては、小・中学校に外国人英語指導助手を派遣し、児童・生徒に英語に親しませ、国際理解を深めることを目的にした事業や、現在中断しておりますが、青少年海外派遣事業を実施するとともに、公民館においては、主として社会人を対象としてアジア各国の料理教室を開催し、子どもの居場所づくり教室では、スリランカの人と一緒にゲームを楽しんだりしているところでございます。また、サークル活動としての英会話、中国語教室、ハングル語講座や中国料理の会に対して必要な支援を行っているところでございます。

一方、民間の立場では、国際交流協会が英語暗唱大会、日本語スピーチコンテストなどの触れ合い事業の実施や海外からの学生ホームステイの受け入れ、英語、中国語会話など語学教室、その他調査研究事業を主体的、積極的に取り組んでおられます。このように国際交流の一翼を担っていただいていることに対して敬意を表するものでございます。

同じく民間レベルで行われている事例を1つ紹介させていただきます。それは在日コリアンのハルモニ、おばあさんたちの日本語識字教室、府中町トンベックの会の活動でございます。この会は教育の機会が得られなかった在日一世が文字を学ぶことによって読み書きがわかる喜びを実感し、新たな生きがいを持つとともに、地域の人たちと触れ合いの場をつくることを目的として、1999年、平成11年に発

足しました。この教室は毎週土曜日の2時間開設しまして、読み書きを中心とした学習を行っています。1回当たり平均10名の参加がございまして、これを支えるボランティアの数は参加者のそれを超えているところでございます。同会は内なる国際理解、国際交流としての活動が評価されまして、2004年、平成16年1月、広島ユネスコ協会から活動奨励賞を受賞しているところでございます。

さて、くすのきプラザにおいてどのような取り組みを考えているかのご質問でございますが、くすのきプラザは町が全町域の住人を対象として行うイベント、例えば成人式、敬老大会、日本語スピーチコンテストなど、それから図書館やトレーニング機器使用のための講習会等を除きまして、基本的に住民の方々や文化、スポーツ団体などに幅広く利用していただく施設と位置づけております。しかし、くすのきプラザもユニバーサルデザインの考え方に立っておりますので、本町に居住する外国の人たちにも図書館、文化、芸術の発表の場としての文化ホール、これやギャラリー、スポーツに親しむアリーナのほか、必要に応じてラウンジを利用させていただきまして利用を通じて町民と交流を図られることによって、お互いの理解、信頼関係が深まることを期待しているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（久保 博君） 19番木田議員。

19番（木田圭司君） ご答弁ありがとうございました。ちょっと何点かお聞きいたします。

わかればええんですけど、先程質問しましたように、教育委員会から地域振興へ担当というか管轄が変わった、何かその辺の経緯をわかれば教えていただきたいと思えます。

青少年の海外派遣事業が中止になった部分の、病気の影響とかいろいろあってということだろうと思うんですけど、その辺のこともお聞きします。

料理教室のことが出たんですけど、これ公民館活動と国際交流の方で同じようなことをしよるということで話し合いをされて、もう公民館の方に一本化したように聞いているんですけど、その辺のコミュニケーション不足というか連携不足があるんじゃないかと思えますので、地域振興さんと教育委員会さんとその辺の連携を取ってやっていっていただきたいと思うんですけど、それは要望で2点ほど再度質問いたします。

議長（久保 博君） 教育部長。

教育部長（坪倉崇二君） 最初のご質問ですけれども、教育委員会から町長部局の総務部地域振興課へ移った経緯ということでございますけれども、これは国際交流協会への補助金を支出する担当が移ったということで理解させていただきますが、これは平成13年度からということになっております。この辺の経緯、はっきりしたことはわかりませんが、先程の地域振興課長の答弁の中にもございましたように、国際交流に関する事業というのは、教育委員会だけに限らず、各セクションといたしますか、あらゆる部門にわたってくるということで、一応の担当は総務の地域振興課になったというふうに理解しております。広島県等におきましても、知事部局が担っているようでございますので、そういうことにされたのかなというふうなことでございます。

議長（久保 博君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（和多利 隆君） 海外派遣の件につきましてご説明させていただきます。

海外派遣が今中止しております。これはやめたわけではございませんが、これの理由は、議員の言われるとおり、今の時代というのは国際交流を超えて国際化、府中町の今地域振興課長の説明がありましたように、25か国、700人近くの方が住んでおられます。これは住民というか外国人登録された方ですので、それ以外の方もかなりおられると思います。そういった国際化の時代で国際交流、教育委員会でやるのは国際理解という分野になるかと思っておりますけれども、そこらあたりをどういうふうなことをしていくかということ再度、今考えていこうということで、しばらく休止させていただいているものでございます。

国際交流の今までの形としましても、ちょっと個人負担がかなり金額が高くなってあります。ハワイに2年行かせていただいたんですけども、福岡から行くことができなくて、今度の関空の方でないと飛ぶことができないとか、日にちの便数が少なくなるとかということがあって、かなりの制約があって、ちょっとまたハワイというのもどうかというのがございました。確かにいろんな条件が歴史、文化、芸術、そういった観光じゃなくて、そういった学習の場というのはたくさんハワイの方にあったわけですけれども、ただ、今の流れの中でどういうふうな形で再構成していくかということ今検討させてもらうために中止させていただいております。

以上でございます。

議長（久保 博君） 19番木田議員。

19番（木田圭司君） どうもありがとうございました。先程の繰り返しになるんですけど、しっかり連携を取っていただいて、そういう変った経緯も会員さんの方もわかってませんし、教育委員会の方へご相談に行ったり、地域振興の方へ行く場合があると思いますので、そのときにしっかり連携を取って対応していただけたらと思いますので、要望させていただいて終わります。

議長（久保 博君） 以上で第4項、国際化に伴う行政の対応について（国際交流事業は）について、19番木田議員の質問を終わります。

~~~~~

議長（久保 博君） ここで休憩に入りたいと思います。約15分、再開予定時刻は10時45分。休憩。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時45分）

議長（久保 博君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~

議長（久保 博君） 文教関係、第5項、府中町の教育の向上、改善の方向をについて、林議員の質問を行います。

2番林議員。

2番（林 淳君） 府中町の教育の向上、改善の方向をという問題について質問いたします。

よく国の根幹というのは教育にありと言われています。小学校、中学校、卒業しますと5年、10年ぐらいたって、いわば働くということを通じて日本の国を支えるということからしますと、今の学校教育をどうするかというのは、まさに根幹にかかわる問題だというふうに思います。

15日に国会では教育基本法が変えられ、また防衛庁が防衛省に昇格するといったような事態が生まれてます。ある新聞が書いてるところによると、これで日本の戦後は本当に終わったと、60年間平和な国、働く者を大事にする国、教育をととても大事にしてきた、それが変わる、日本が今から、新しい国に変わるだろう。是非は別に

して、そんなことを書いてました。実は98年に国連の子ども権利委員会が日本の教育について、高度に競争的な教育制度によるストレスに子どもがさらされて、その結果として、余暇、ゆとりですね、あるいは身体的活動及び休息を欠くに至ったため子どもが発達障害に陥っている。発達障害にさらされているということを書いております。指摘して勧告しました。変えないといけないんじゃないかということなんです。

こういう問題もありまして、文部科学省は学校を5日制、そしてゆとり教育という改革の方針を踏み切りましたが、2000年前後ぐらいからこの巻き返しが始まりまして、学力重視政策、こういうのが取り入れられました。文科省が一方でゆとり教育という方針を出して、時間数を減らす、なおかつ教科書も一口に3割ぐらい減らした、中身をです、というふうに言われてました。ところが、学力重視ということになりますと、いわば二兎を追うわけです。時間は減らす、教科書の内容も3割削減する、そういうゆとり教育を5日制で始めたんだけど、ところが巻き返し、学力を重視するということですから二兎を追うわけです、矛盾するものを追うということが始まりました。

東大の基礎学力研究開発センターが、実は割と最近のことですけども、全国の小学校、中学校の校長先生に対して3分の1に当たる1万人にアンケートをしています。それを読みますと、改革が早過ぎて現場はついていけない、子どもの間の学力差がどんどん広がっているというふうに答えてるんです。9割が、校長先生がそういうアンケートに回答してきました。

また、日本の青少年研究所っていうところがあるんですが、その調査の報告を見ますと、こういうふうになってるんです。これは高等学校の生徒なんですけど、自分がだめな人間だと思いますかという質問に対して、日本は73%の高校生が自分はだめな人間だ。アメリカでは48%です、自分はだめだなんて思ってる。少ないのは中国なんです。日、米、中で調査してるんです。37%が中国、だめだというふうに言ってるんです。そしてまた、日本の子どもたちに、勉強は大事ですかという質問に対して、73%の高校生が大切だというふうに言ってるんです。じゃああなたは勉強どうですかと聞きますと、全くほとんど勉強しない、学校以外の時間をとらないというのが41%です。勉強は大事だというのは73%ですから、結構いいと思うんだけど、全くしないというのが41%いるんだそうです。そのほかい

るいろいろデータがあるんですけども、それは置いておきます。

これ大事な問題ですけど、もう一つ、帝京大学の遠藤、この方は女性の教授ですが、いろいろ留学なんかの面倒を見てた人です、日本の大学間の責任者みたいなことをやってた方です、どうもいろいろその留学生と日本人を比べると何か違うっていうことに気がついて、実は私はこういうアンケートをとったんですけどっていうのがあるんです。これは将来に希望がありますかっていうことと、もう一つは、自分の国へ誇りを持ってますかっていうことなんです、この2つです。おもしろいのは、自分の将来に希望があるというふうに答えたのは、日本は、これ大学生です、29%です、自分の将来希望があるよ。そして、中国は、ところが何と91%です、自分の将来希望を持ってます。韓国がちょうど真ん中なんです、46%です。もう一つ、自分の国に誇りを持ってますかっていう質問に対して、日本は何と24%、中国は92%です。だから、自分の将来に希望がないっていうのと、自分の国に誇りを持たないっていうのは一致してるっていうんです。こんな結果が出ました。

また、皆さん方もよく新聞紙上で読まれたと思うんですけども、OECDの俗にPISAのテスト、これが出ました。これが随分日本の今度の教育基本法だとかいうものに影響を与えてますし、さっき遠藤教授が調べたのも、文科省の方が全部資料をくれというて来たそうです。詳しい資料全部残してくれ、それでさし上げたと、遠藤教授は言ってますけども、このPISAの試験もやっぱり物すごく問題になりました。これを見ますと一口で言いますと、これも数字は出てるんですけど、一口で言うと、我が国の学力は低下傾向にあり、全体として世界トップレベルにあるとは言えないというのが結論です。要するに、これまで日本の学力というのは世界に冠たるものでした。ほとんどトップクラスでずっと来てたんです。ところが、そういう結果が出たということなんです。文科省は大あわてです。

これらの結果というのは、さっき言った二兎を追うという教育を受けた子どもたち、92年に1か月に第1土曜日休みっていうのが始まってます。95年に1か月に2週ほど土曜日休み、完全に日本じゅうが実施できたのは03年ですけども、しかし、こういった文科省が先程言いましたように、打ち出した方針が、校長先生の回答にありましたように、9割の人が、現場がとまってとてもそういうやり方についていけないという結論が出した結果が、今言いました愛国心の問題あるいは学力の問題あるいは勉強嫌い、さまざまな結果に出てるというふうに私は感じたわけ

です。

今、数日前にも出ましたけども、教育再生会議、17人のメンバーそろえてやりますね、また最終的には学習指導要領を変える。つい先日は、来年の1月に中間報告をまとめるというんですけども、つい先日に骨格だけ出しました。こういったテーマでやりますというのが出ましたから、今から内容が具体的にどういうものが出るかというのはまだ示されておられませんけれども、とにかく今までわかってるのは相当大幅に変わると、その方向は学力重視ということに変わるといふふうに思っています。もう東京ですとか一部ではもう既にさまざまな、例えばバルチャー制度で小学校からやるんです、テストをやって、いい学校にはお金をたくさん出します、悪い学校には、成績の悪い学校です、どんどん予算を削りますというような方向は、東京なんかでは相当の区単位でやっています、もう始まっているんです、既に教育再生会議が出す方向を世に先行しています。そういった事態が進んでいます。

文部省の僕は責任は本当に大きいと思うんです。しかし、これ責任転嫁です。教育基本法に責任を転嫁して教育基本法を変えとか、あるいは教員の指導力、もう一つの責任転嫁は。教員の指導がまずいんだってということで評価をして、賃金も評価によって変える。2つの方へ責任転嫁しているわけです。それが教育再生会議が来年の1月に中間報告というのをやりますが、そこで極めて明確に出るだろうというように思っています。

来年の4月に実施する全国一斉テスト、これは中1と中3と小学校6年生ですかね。これでもう一層拍車がかかるというふうに言われてます。もう完全にできのいい学校とできの悪い学校が2つに分かれていく。だからいい学校の周辺には人がたくさん集まるそうです。アメリカなんかでもそうなんです。いい高等学校といたらその地価が上がるそうです。全部その親が子どもに期待をして、その学校へ入れようってということでどんどん宅地が売れるんです。これはもう社会的な問題になっている、アメリカでは。そういう事態が日本でも起きるかもわかりませんけど。

学校側は質の向上ということで競争して、受ける側に教育バルチャーと言ってますけど、券を渡して、あなた、府中中学校へ、成績が例えばいいとすれば、私、府中中学校へ行ける、今学区制になってますけど、それを取っ払ってどこでも行けるっていうふうな、券を持っていったら、その券の数に応じて金を出しますよという形

ですが、そういうものが始まる、小学校も中学校も始まる。これは一口に言うと競争、いわゆる市場経済っていうふうに言いますけども、教育が市場になるっていうことです。金で買える、金で買わなきゃいけない、だから格差がどんどん広がっていきだろうと、こういう形が進めばと言われていました。

ここまでが僕の質問の前段なんです。そういう条件がいろんなアンケートだとかによってそういう結果出てるけど、どうすればいいんだろうなあっていうことを素人頭で考えました。それにかかわっての質問です。

立派な大人たちが、特に文科省の、優秀だと言われてた人たちが集まってこういった教育をつつき回して、結果として今みたいなデータが出るような教育の結果をもたらしたわけです。見事に僕は失敗したというふうに言えると思います。失敗した文科省や教育にかかわった大人が子どもにおわびをしなきゃいけないんじゃないですか。子どもたちの責任でないと思います。

いじめと自殺、あるいはやらせのミーティング、世界史を中心とする未履修、こういう問題が今度の教育基本法を改定するに当たって国会で論戦になりました。僕は特にやらせのミーティングというのは大変なことだと思うんです。要するに、あれはタウンミーティングというのは、国民の意見を広く聞きますっていうことで国民の税金を使ってやったんです。ところが、それが参加者1人頭6万円かかっているそうです。あるミーティングでは、そして中身は国民の意見を聞くと言いながら、文科省がちゃんとこういう質問してくれという作文をつくって、その人にお金を払って、だからやらせっていうわけでしょう。だから、今度の国会の中で文部科学大臣が出てきて、初めのころは国民に広く意見を聞いたらこうだったっていうふうに11回も答弁の中で述べてます。要するに、タウンミーティング、広く国民の意見を聞いた、それが実は全部やらせだったわけでしょう。そうすると、文部科学省というのは、子どもたちに規範を重んじなさい、国を愛しなさいでしょう。道徳を尊びなさい。そこがやらせ、だまし、誘導をやったわけでしょう。教育基本法を変えたわけじゃないですか。これは単純に教育が失敗して、そして点数が下がったよというような単純なものでないです。やってはならないということを教育基本法できちんと書いていながら、その人たち自身がこういう道義にもとるだましを平気で国民の、しかも金を使ってやってる、こういう事態というのは放置できないというふうに思うんです。

しかし、私は瀬戸ハイム一丁目に住んでおりまして、東小学校がすぐそばです。朝物すごい楽しいんです。なぜかというと、7時半ぐらいから子どもたちはどんどん学校へ行きますけど、遊んでるわけです。きゃあきゃあ、ぎゃあぎゃあやってるわけです。そうすると何となく楽しいです。それで8時15分になると何か音楽が流れてぴたっとおさまるんです、皆教室へ入るんです。8時15分に入るのはどうしてかなと思って聞いてみますと、学校で朝授業の前に読書をやるんです。だから、子どもたちのそのがやがや、わいわい、きゃあきゃあ遊んでるのを見ると本当に楽しい。こういう子どもたちにどうやって僕たちが大人として責任を持つ、教育について、こういう純粋なとか楽しい子どもたちが変な教育によってねじれ曲げられる、勉強が嫌いになる、国は愛したくない、愛せないみたいな子どもをつくってはならない、だましてはならない、こういう子どもたちを、というふうに思うわけです。僕はそのときに前から思ってるんだけども、大人たちがいろいろもちろん考えることは大切なんだけども、一番基本は子どもだと思います。そういう意味では、子どもたちに聞いてみる必要がある、なぜ勉強が嫌なのか。僕はそういう意味で子どもたちが原点だから、子どもたちに聞く、子どもたちをきちんと科学的に理解できるということが大事なんじゃないだろうか。迷ったときには原点に戻るってよく言いますが、そういう意味で子どもたちに学校のことや教科のことやクラスのこと、友達のこと、何が得意でどこにつまずいたのか、学習で、みたいなことを、あるいは何で落ち込んでるか、どんな悩みを持ってるのかということを知ることが大事なんじゃないか。

そこで質問に入ります。質問は簡単です。前段が長いわけで質問は簡単です。第一の質問は、そんな子どもたちを知るためのアンケートや調査等を実施したことがありますか、どんなものがありますか、どのように活用をしていますかという質問です。それにかかわって、今はやっぱり広島市もつい最近報告してましますけども、いじめの問題です、やっぱり社会的な関心になっておりますけど、いじめの実態、実態についていいての調査があればお聞かせください。

2つ目の質問です。教員の労働時間の調査、これをどれぐらいの期間で行ってるかということを知りたい。と申しますのは、つい最近出てきたデータを見ますと、これは全国的な調査なんですけども、何か先生の残業時間が60時間なんだそうです。そして、それは土曜日や日曜日に出てきてやる。それから、学校の中で解決しない

場合はふるしき残業と言いますけども、要するに書類を持って帰って家でやってるんです、それが20時間あるそうです。80時間やってるんです。しかし非常にひどいと思うんだけど、教師には残業手当が一切出ないです。労働基準法には1時間当たり平均の125%以上、夜間の労働は150%というのが出てます。まず先生には出ません。ただ、かわりに4%手当が出てるんです。だからほんの数時間分の残業です。今過労死なんかがよく裁判などで争われて認めますけども、大体過労死の判断というのは80時間ぐらいじゃないですか、今。80時間を何か月も続けて病気になる、あるいは死亡する、これは過労死が原因だと労働災害という認定がある。しかし、そういう実態があるんじゃないかということで実は心配して聞いたわけです。

3つ目は、学校で実施している評価制度にどんなものがありますかという質問です。その評価制度の体制、だれが評価するのかっていう問題と、もう一つはその基準です、これがあれば教えてください。

4つ目、これは提起です。提案というほど具体的なものがないんですけども、先程言いました子どもたちに聞いてみてはどうかっていうところから発した問題提起なんですけど、府中町子ども条例っていうのをつくったらどうかと、子ども自身の参画によって、子どもたち自身がつくってもらいたい。実は国際子ども権利条約の第12条を見ますと、子どもの意見発表、意見を尊重しなさいっていう項目がありまして、これを各国でこれを条約案を活用して、子どもの発言をどのように確保するか、ということが試みられています。ちなみに、今日本の中で子どもの条例をつくってるのは8つの自治体、県ではつくっておりません、県ではありませんが、北海道が2つとか、そういったような状態で全国で8つの自治体が既につくってるというふうに資料にはありました。

特に、僕は府中町っていうのは先進的な町です。例えば非核都市宣言あるいは情報公開条例っていうのは広島県では両方ともトップです、一番最初に制定しました。全国でも2番目とか3番目です。教育の問題でそういうものは余りない。もちろんいい教育してるわけけども、そういうこれこそみたいなことがないんだけど、これもつくったら広島県でこれもまたトップになる、みたいなそういった冗談も含めまして、まじめに言えば、やっぱりそういったものを子ども自身の手によって大人が協力しながらつくるという過程が大事だと思うんです、いろんな論議をする。そ

れがやっぱり子どもたちの意見をたつとぶとし、さっき言いましたように、教育の原点に返って、そこから僕たち大人が学ぶべきものが多々あるのではないかと、そういう期待を込めて提起をしたわけです。

どうもありがとうございました。

議長（久保 博君） 学校教育課長。

学校教育課長（十河孝文君） 2 番林議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、子どもたちをよく知るためのアンケート調査のご質問でございますが、学校教育を充実、発展させるためには、客観的なデータや指標に基づいた取り組みの成果や課題を分析し、改善を図ることが必要であると考えております。子どもたちにアンケート調査を実施することは、子どもたちの状況を知る有効な手段の一つであると考えております。

平成 10 年度から全県的に実施しております基礎基本定着状況調査においては、教科学力の面だけではなく、生活と学習に関する意識実態についての調査を小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象として実施しております。その項目には、「毎日朝食をとっていますか」、「朝起きたり寝たりする時刻が大体決まっていますか」といった生活習慣にかかわるもの、「あなたをよくわかってくれる友達がいいますか」といった人間関係にかかわるもの、「将来の夢や目標を持っていますか」といった自己実現力にかかわるものがあり、こうした項目を分析することで浮かび上がった課題を教育推進の改善につなげてまいりたいと考えております。各学校におきましても、生活課題や人間関係、教科指導等にかかわるアンケート調査を児童・生徒の実態に応じて実施しており、その結果を課題の改善に生かしているところです。

いじめの把握については、各学校におきまして児童・生徒の状況を面談や日々の観察を通じていじめの兆候をいち早く把握することが重要であると考えており、組織的な生徒指導推進体制づくりに努めております。また、各学校にいじめの発生にかかわる対応について通知し、いじめが起こった場合、教育委員会としては指導主事の派遣、教育相談員による個別相談等を集中的に行い、学校のいじめ問題解決のための取り組みを支援することとしております。

次に、教員の勤務時間管理にかかわるご質問にお答えいたします。

教員の勤務時間の調査については、職務及び勤務対応の特殊性がございますので、個人個人の自発的な業務も含めて、日ごとの勤務時間を網羅的に把握することは行

っておりませんが、職員会議等の限定的な部分については、各学校で校務日誌等に記録をしております。勤務時間の縮減は教職員の健康管理の面でも意識しなければならない課題であると考えております。そのため、各学校には定時に退校する日を設けたり、部活の休養日を設けたりするとともに、管理職が仕事の工夫や選択と集中などについて職員への声かけを行い、勤務時間外に自発的に行う業務の縮減をすよう指導しております。国では教職員の勤務時間に関する調査を実施しているところであり、その動向にも注視しながら、伸びやかな教育ができるよう勤務時間の管理に気を配ってまいりたいと考えております。

次に、評価制度についてのご質問にお答えをいたします。

学校が実施しております学校評価は、それぞれの学校が教育活動やその他の学校運営について、自立的、継続的に改善を行っていくために必要なものです。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たす上でも重要であります。学校評価には校長のリーダーシップのもとであらかじめ設定した目標や計画に照らして、みずからの取り組みについて評価を行う自己評価と、学校の自己評価の結果を学校評議員や地域住民等の学校外部の評価者に説明し、評価者が学校側の視点から評価する外部評価がございます。これら自己評価及び外部評価の結果を教育活動の改善に生かし、日々の子どもたちの学校生活をより豊かにしようとするものです。町内の各学校におきましても、現在学校評価の取り組みを進めているところであり、授業時数などの教育課程の編成、実施の状況や児童・生徒による授業評価の結果、教職員の研修の実施状況、児童・生徒を対象にした生活習慣に関する調査の結果などを評価の指標としているところです。今後一層学校評価に対する取り組みを進め、教師と児童・生徒の信頼関係をはぐくみ、よりよい教育を目指してまいりたいと考えております。

最後に、子ども条例制定の提起についてお答えをいたします。

児童の権利に関する条約は、平成6年6月に発効いたしました。この条約を契機として、本教育委員会におきましても、児童・生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育活動がより一層推進されるよう各学校を指導してきたところです。とりわけ教育活動を進めるに当たり児童・生徒の意見の把握に努め、教育活動の改善に反映させていくことが重要であると認識しております。議員ご提案の子ども条例につきましては、他の自治体の先行事例を踏まえながら、今後研究をしてまいり

たいと考えております。

以上です。

議長（久保 博君） 2 番林議員。

2 番（林 淳君） 2 番林です、質問いたします、再質問ですが。

一つは、教職員の時間外ってというのが、僕は全国的にやったデータを、さっき言いましたように、ちょこっと触れたんですが、だから府中町もやってるのかなというふうに思ったんです、時間外労働の実態です。僕はぜひともやる必要があるんじゃないかと。資料として府中町の教職員の長期休暇、病気などによるというのを調べてもらいました。データいただきましてありがとうございました。これを見ますと、極めて長期入院などをなさってる方は随分少ないようで、そういう意味では、実は数人ですから、いらっしゃるわけですが、安心しました。といいますのは、昨日あたりにも新聞に出てましたけども、やっぱり教職員の方がさっき言いました学校長のアンケートに出たように、学校現場によつついていかんと、今教育改革に、というような結果、全国的にはそういったいわばうつ病とかみたいにかかっている人たちが、たしか四千数百人教育現場でいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういうことからしますと極めて少ないと。もうちょっとその裏づけるものっていいますと、そういう入院をされてる先生方が少ないということはわかるんだけども、それは長時間労働などが重なってそういう疾病にかかる方が多いわけですから、その裏づけていうのがやっぱり労働時間だと思うんです。要するに長時間労働をやってる、1 か月に60 時間、ふるしき入れて80 みたいな、そんな中で先生方が病に倒れるみたいなことが多いと思う、それが一つの原因だと思うんです。したがって、健康管理もちろん随分やられてるということですけど、やっぱり労働時間をきちんと病気が少ないよという裏づけにもなると思うんです、府中町の場合、それをやっぱりやってほしいなという要望が一つ。

もう一つは、条例の問題でもやっぱり研究されるということなんだけども、先進地から学ぶということで大いに結構なんだけど、特に子どもたち自身が参画するみたいな形のところから勉強していい結論を得てほしいというふうに思います。

それから、広島県も来年から評価の問題ですけども、これを評価を賃金に反映させてというような形を、これは管理職に限るんですか、実施するみたいなことを聞いてます。府中町も県教委がやるっていうことは、全県的にそれをやるのか、それと

も府中町は一つの独立した教育委員会というのを持ってるわけですから、右へ倣えじゃなくて、それはやっぱり実際には僕は教育上いい影響はないというふうに思いますので、その辺はどのように対応するのか、右へ倣えて県教委の言うとおりに実施するのかどうなのかという、以上です。意見と質問、終わります。

議長（久保 博君） 学校教育課長。

学校教育課長（十河孝文君） まず教員の勤務時間の調査はということでございます。教員というのは職務の不測性があるという、どういうことかと言えば、正規の勤務時間内における教育活動のほかで勤務時間外であっても自発的に課外活動や生徒指導に従事するなど、これを自発性、創造性に基づく勤務が期待されているという面が大きいということがございます。そういうことがございまして、自発的な勤務の部分までを含めた調査というのは行っておりませんし、今後についてもちょっと考えてはいないということでございます。

それともう一つ、評価に関することですが、管理職については、先程議員がおっしゃられたようにそういったものは実施しておりますが、教員につきましては、まだどうということになるのか未定ということでございますので、今こちらが答弁できるような状況ではございません。

以上でございます。

議長（久保 博君） 教育長。

教育長（土居進一郎君） 私からも若干の補足をさせていただきたいと思いますが、大筋、学校教育課長からご答弁申し上げたとおりでございますが、私もここまで我が国の教育を迷走させてしまったのは、議員もご指摘のように、大人も子どもも我が国の将来に対して展望や目的を持ち得ないでいる、ひいては自分の将来が、あるいは自分の将来像というものが思いかけないでいることが大きな要因になっている。そして、そうしたことがひいては学習に身が入らない、身が入らない子どもを前にして教師は大変思い悩み、そして自分のやっтерことは一体何だろうかということから、だんだんだんだんと落ち込んでいく、やがては心の病に陥っていくと、よしあしは別といたしましても、かつて自分たちは頑張って自分が望む学校に入り、望む仕事について、嫁さんをもろうて幸せな家庭をつくって、小市民的と言えばそれはそうかもしれないけれども、漠然と思っていたそうした展望すらかけない現状にあっては、子どもにしゃんとしろと言ってもなかなか説得力がない、そういう状況

に今陥っているわけでございます。私は教育がまずやらなくちゃいけないのは、そうした子どもたちに自分の将来を見詰めさせること、議会の場でも幾度か申し上げましたが、そうしたことを学習するのは道德教育の場でございますから、そうしたことに力を入れてきたわけでございます。

つい先日、私は緑ヶ丘中学校の道德の時間を見る機会があったわけですが、そこでは無報酬の国境なき医師団に参加した女性を取り上げて、非常に心に響く授業を行ってくれておりました。子どもたちの中には涙ぐんでその授業に参加しているというような状況もあったわけでございますが、道德の時間を自分たちはやってもらったこともないような若い先生方がこんなうまくやるのかなと、ここまで成長してくれたかなと思うと、これまで教育委員会としても道德、道德と言ってきたかいがあったかなと、本当にうれしく思った次第でございます。

しかしながら、今日の教育に対する、あるいは教師に対すると言った方がいいかもしれませんが、大方の論議というのは、国の議員ご指摘の教育再生会議に代表されますように、教員を全く信用しない、教員批判といいたいまいしょうか、そのことからすべての施策が発しておるように見えております。そして、それが世論になって、4年もかけて取った免許は10年したらもうだめだと失効させると、それでもう一遍やり直せとか、この再生会議は何を言ってるか、10年は長過ぎると、もっとそれを縮めなさいと、7、8年したらもうその4年間で取ったような免許はだめなんだから、もう一遍研修し直して再チェックが要るんじゃないかとかですね、いろんな免許がありますが、10年したら効果がないというような免許はありません。運転免許があるかな、余りないんじゃないでしょうか。そういうようなことが本当にまじめに論議されておりますし、給料はもっと下げなくちゃだめ、今朝の新聞にも一般の公務員については今3%給料は減ってるんです、県内の全公務員は。これを復元しようということで、県職についてはまあよからうということになって、教員について上げる必要ないということになったと新聞に出ている、もらい過ぎととると、ろくに働きもしないのに、こういうこと、あるいはもう今の教員に頼っていただめだから、少なくとも1割は民間人に置きかえなさいと、再生会議の議論でございますが、全国1,000万人の教員がありますが、そのうち100万は民間から再雇用しなさい、そして新しい風を入れて教育を再生する以外にないんじゃないかと、今の教員に任せとったんじゃないかと。世の中に数々職業はございます

が、今の教師ほど批判を浴びせられ、おとしめられている職業がほかにあるだろうかということ、私もつくづく考えてみるんですが、ここまでバッシングを受ける教師って一体何なんだろうかなという思いがするわけでございます。教員は子どもを預かる非常に大事な職業でございますから、それだけ厳しく言って当たり前だと言ってしまえばそれまででございますが、こういうふうにむち打ちばかりでは、教員を、ひょっとしたらもうなり手がなくなるんじゃないかなという思いすらするわけでございます。議員は原点に返れとおっしゃって、私は私なりにやっぱりこの言葉というのはいろんな思いを持って、少し議員の思いと私の受けとめは違うかもしれませんが、いろんな思いを持ちながら議員の論説をお聞きした次第でございます。

評価制度についての再度のご質問があったわけでございますが、今回の期末勤勉手当から管理職に対しまして、学校で言う管理職というのは、校長と教頭でございますが、一部実績支給が始まりました。もちろん町内の管理職についても県費職員ということで適用されるわけでございます。世の中実績重視時代ということで、プロ野球選手のように、数字が出ている世界でも査定においてはなかなか思うようにはもらえない上、査定室から出てきて記者団の前で涙を見せる選手もいたりする、それくらい実績の査定というのは難しいわけですが、結果として管理職の年末の勤勉手当に数万円の差が既に出ています、もらえる者、もらえない管理職。そういうことですが、評定する方もされる方も心もあるし、感情もある存在でございますから、私も初めて給料に響く査定をこのたびやったわけです。これまでは処遇とかいろんなところにこの勤務評定というのは影響はあるんですが、たちまちの給料に響く査定官をやったのは初めてでございますが、非常にこれはやっぱり辛いです。やる側としていろんなことを考えた、ニンジンだけで人を走らせることになるのかなあ、それにも限界があるだろうなあと、いろいろ思いつつ、しかし、A、B、C、Dと管理職のランクづけをシステムですからやらざるを得ない、大変なつらい思いをしたわけですが、そうした個々の問題もございましたが、給与と連動したシステム、それ自体多くのメリットももちろんございますし、デメリットもあるわけでございますから、常にそうしたことの検証あるいは常に我が身の査定力といたしまししょうか、そういったこともかえりみながら検証を怠ってはならないなと思いつつ、非常に辛い相克を背負って過ごしてるということを申し上げまして、

ご答弁にかえたいと思います。

以上でございます。

議長（久保 博君） 2番林議員。

2番（林 淳君） 教育長の話はほとんど同感です。苦衷の胸のうちを語っていただきましたけれども、教育の問題あるいは査定、評価の問題、ありがとうございました。ただ、学校教育課長にもう一つ僕は言いたいことがあるのは、あなたは2度使われたんだけど、どういうふうに言われたか。いわゆる時間外労働のことについて自発的と言われました。確かに教職員の超過勤務を判断するのは極めて難しいと思うし、自発的な意思というのもあると思う。しかし、決まった仕事量の中でやってるものが大部分だと思うんです。そうすると、それを逃げる言葉に使うんです、自発的な労働と。学校現場では校長先生が部下である教員に対してこういう言い方するんです、自発的って。これはあなたが自発的にやったんだから残業ではないって言うんです。そんな勝手な解釈でやってもらったら僕は困ると思うんだけど、だから自発的な名にかかわらず、拘束してる時間です、教員としての自発性、自覚性、いろんな意味があると思うんだけど、そういう自発的という言葉のごまかしじゃなくて、本当に仕事にかかわる時間外勤務がどうなのかというのは、僕は絶対必要だと思います。余り今のところ実施することを考えてないというふうに言われて、あえて言うんだけど、僕はやる必要があるというふうに言います。それから、まあそれでいいです。一方的に言い放しになります。とりあえずそこだけ補追しまして、私の再々質問終わります。ありがとうございました。

議長（久保 博君） 以上で第5項、府中町の教育の向上、改善の方向について、2番林議員の質問を終わります。

以上で文教関係の質問を全部終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。厚生関係、第1項、ごみ行政の施策について、4番梶川議員の質問を行います。

4番梶川議員。

4番（梶川三樹夫君） 府中町におけるごみ行政の施策についてを質問いたします。

持続可能な循環型社会づくりのため、現代社会においてごみ行政の施策は極めて重要なものであり、住民の大きな関心事です。そこで府中町におけるごみ行政の具体的施策について質問をいたします。こういうごみ全般の問題でありますけども、い

ろんな常任委員会とか予算、決算特別委員会や全協などでこういう話はいろいろ出ておりますけども、最新の情報あるいはその考え方、最新の考え方を聞いて再確認という意味で質問させていただきます。

1番目に、ごみの減量化とリサイクルを進めていく今後の施策ということでありますが、昨年から今年にかけて大型ごみの有料化はどうかという意見がたくさん出ております。広島市が大型ごみの有料化をしたことによって、不法投棄が府中町内に増えております。こういう環境問題というのは、自治体によってやり方が違うといういろいろな影響を受けるということで、府中町も不法投棄が多いために、大型ごみを有料化してはどうかというような意見が町民からも出ております。これについての今後の計画、考え方を聞きたいと思います。

もう一つは、普通ごみの有料化、これ呉市もやっておりますけども、指定ごみ袋制度といんですか、ごみ袋を有料にして、それによってごみを搬出してごみを減らしていこうというやり方、それに対する考え方です、府中町の考え方。そして、広島市が今、昨年からですか行っておりますリサイクルプラスチックの分別、私は広島市に電話で聞きましたら、随分このリサイクルプラスチックの分別によって家庭から出るごみの量がごみとして出る量がすごく減ったということを聞いております。いろんなプラスチックにはリサイクルというマークが裏についておりますけども、これを捨てればごみになるし、これを再利用すれば資源となるということで非常にもったいないなという気持ちがしております。

そして2番目に、資源ごみの収集量が減っていることに対する施策です。府中町第3次総合計画の資料を見ますと、ごみ処理の推移というところで、平成14年度から資源ごみががたっと減っているんです。そのグラフを見まして随分資源ごみ減ったなということを思っております。それは町民が分別しなくなったのか、それとも最近ちょっとエスカレートしております先取りという行為です、業者が来て先に町が来る前に取ってしまうということがエスカレートしておりますけど、それによるものなのか、その町としての分析と申しましょか、その先取りに対する町の対応をどうしたらいいのか、何か考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから第3番目に、増加傾向にあるごみの不法投棄に対する防止対策、これさっき申しましたように、不法投棄が随分増えております。それで実施3か年計画によりますと、前回の全協でも出てきましたけども、監視カメラを呉娑々宇林道に

84万円の予算で設置するという計画もなされておりました。そういう監視カメラ設置の計画、具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

それから4番目に、ごみステーションの新設、移設の手續と許可条件。これは最近ちょっと私が住んでおります鶴江の方でも多いんですけども、お店の前にごみステーションがあるため大変不衛生になっている。ですから、そのごみステーションの場所を変えてほしいという意見もあります。そして、大きな道路ができたために、その道路を渡ってごみを置きにいかなければいけないという箇所もあります。そういうごみステーションの新設あるいは移設、そういう手續というものが、私も町内会にちょっとかかわるようになってからそういう問題が多いもんですから、もっとスムーズにならないかなというふうに思っておりますけども、その手續、そして許可条件があれば教えていただきたいと思います。

以上、たくさんの質問ですが、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（久保 博君） 環境部次長。

環境部次長（亀山栄悟君） ただいま4番梶川議員からご質問をちょうだいさせていただきます。持続可能な循環型社会づくりのためのごみ行政にかかわって、大きく4つのご質問をいただいたように思っております。

まず、ごみの減量化とリサイクルということですが、ごみ行政における将来に向けての最も大きな課題であろうというふうに思っております。社会の進歩、ライフスタイルの変化、こういうふうなことで利便性、合理性を我々は追い求めてきたわけですが、我々人間社会に対する大きな警鐘でもあろうかと、こういうふうに思っております。日常生活の中で必然的に発生するごみと申しますか、廃棄物と申しますか、対処の方法を誤ると、まさにご指摘のとおり、持続可能な循環型社会に黄信号がともるのではないのでしょうか。

ご質問の大型ごみ等の有料化ですが、これにつきましては、多少自治体の温度差があるわけですが、このごみの減量化、コストの軽減に結びつくであろうと言われております有効な手段の一つというふうには我々も理解しております。大型ごみ、普通ごみ、リサイクルプラスチックについての考え方ということですが、普通ごみの有料化計画ということについては、近々、国の方で大きな指針が示されるやというふうに拝聞しております。我々もその指針に沿った施策を進めていくことになろうかと思っております。

なお、実施時期等の見通しについては確たるものはございませんが、大型ごみにつきましては、減量化と処理コストの低減を目指し、現在可燃性ごみの共同処理をさせていただいております安芸地区衛生施設管理組合、それとその構成町であります海田、坂、熊野の各町の担当職員レベルでの意見交換を既に行い、何度か会議をしているところでございます。

また、最後ですが、リサイクルプラスチックの分別ということでございますが、新たな分別区分となるというふうになりますので、分別ラインなどのハード面での施設整備を要するというふうなことで、一朝一夕ということは困難かと思いますが、現在の清掃事務所の機能の見直し等を含めて、全体的な清掃行政のあり方として、今後調査研究をさせていただきたいと思っております。

なお、あと3点ほどご質問いただいておりますが、現場の苦悩ぶり等を含めて清掃事務所長の方から補足答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 博君） 清掃事務所長。

清掃事務所長（林 健三君） 続きまして、3点のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

2項目めの資源ごみ（有価物）の収集量が減っていることに対する施策ということに対するご質問でございますが、確かに資源ごみの抜き取りの量につきましては、かなりの量で収集量の方は減っております。その背景としましては、2008年の北京オリンピック、10年の上海国際博覧会と、いわゆる中国需要といったものが一因していると言われております。その関係でアルミ缶や古紙などといった有価物の市場単価が高騰しております。以前はホームレスなどの個人が生活の糧として同様の行為があったわけですが、現在は組織ぐるみでの抜き取り行為が特に最近横行している状況でございます。

このような状況の中、昨年県内で初めてですが、呉市さんがそういった抜き取り行為に対する条例改正をされました。また、今年4月には福山市さんが廃棄物持ち去り禁止の条例を施行されております。せんだって施行後、有価物の回収状況等を各両市の方にお伺いしたんですが、収集量につきましては余り変化はないということでした。両市とも内容からいたしまして強い取り締まりという観点ではなく、ごみステーションの適正な管理という面からの条例制定ということで、したが

いまして、パトロールにつきましても民間委託ではなく、市職員等が行うなどの対応にとどまっているというふうに聞いております。広島市さんにおきましても、指導要綱等を制定されましたが、職員の方による不定期なパトロールにとどまっておられるということでした。実際、有効性としては条例の改正とかいうことも検討すべき内容かと思えますけども、条例改正ということになりますと、やはり実効性のあるものというふうに考えます。また、最も有効な手段といたしましては、巡視、監視、パトロールと考えますが、清掃事務所の職員数も現在28名、平成19年度においてはさらに7名の職種変更者によって事務職員を入れて21名体制となります。夜間、早朝におけるそういった抜き取り行為に対する継続的な巡視、監視、パトロールは非常に困難な状況であろうかと思えます。一方、収集量が増加した場合、有価物の品目ごとにストックヤード等の新設が必要になるかとも思われます。概算ではありますけども、そういうストックヤードを建設いたしますと、約数100万円程度は必要かと思えます。

先程申しましたように、中国需要の関係で非常に単価が高騰しとるんですけども、売り払いにつきましても市場経済が大きくかかわってる関係で、平成12年度に市場相場が大きく変動いたしております。それまでは逆有償、逆に収集したものを町の方がお金を払って引き取っていただいて処理をしていただいていたということもございまして。特に、主な品目ごとに申し上げますと、3倍になったものとか、10倍以上になったものとかいうふうな形で、特に今最近では金属類、アルミ系、古紙類が比較的高単価となっております。このように売り払い単価が将来にわたり一定の水準が維持されるものであれば、抜き取り防止対策等としての対策経費も対費用効果があるものと考えます。今年度においては単価において既にかげりが見えてる有価物の物件もあるように思われます。先程申しましたように、県内先進自治体の取り組みもそういった意味では始まった段階ですので、町としましても一定の行政指導が行えるよう要綱の策定を予定しておりますが、今後も引き続き先進地の内容、近隣市町村の動向、市場経済等の動向等を情報収集に努め、また調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、増加傾向にあるごみの不法投棄に対する防止対策ということでの質問でございます。平成13年特定家庭用機器再商品化法、通称家電リサイクル法と申しますが、の施行を受けまして、家電4品目でありますテレビ、エアコン、冷蔵

庫、洗濯機の不法投棄件数のみで言えば、平成16年の106件をピークに平成17年度が76件、18年11月末で44件と、家電4品目におきましては減少の数値となっております。今年度44件の内訳としましては、テレビが27件、エアコン、冷蔵庫、各6件、洗濯機が5件となっております。不法投棄場所といたしましては、ごみステーションが25件、次に山林、林道ですけれども、17件となっております。

ご質問の監視カメラの計画でございますけれども、不法投棄防止対策としましては、現在看板の設置や広報などで啓発を行っておりますが、最も有効的な手段は、やはり人的な監視パトロールだと考えます。18年度、県内市町では7市1町で防止パトロールを民間委託されておりますけれども、当町においては財政厳しい折、民間委託は厳しい状況でございます。ご指摘の監視カメラは一定の抑止力を持ち、そういった不法投棄に対する防止の期待ができ、設置自治体の導入例から見ましても、監視カメラの設置箇所については不法投棄がなくなったというなどの効果は上がっているように聞いておりますけれども、反面、監視カメラが設置されていない箇所への不法投棄が増えたといったようにイタチごっこのような状態になっているようなこともお聞きしております。先程述べさせていただきましたように、不法投棄場所としてごみステーションと山林が大半を占める中、来年度においては監視カメラをまず山林、林道への設置を計画いたしております。市街地のごみステーションへの設置等も検討いたしておりますけれども、やはり市街地であるということから、個人のプライバシー、家庭等のプライバシーといった個人情報保護、またカメラ機器としての電源の確保、設置する建物等の有無など、それぞれごみステーションの差異がありますので、そういったことも含めまして、今後さらに機器等も含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最後4点目のごみステーションの新設、移設の手續と許可条件ということのご質問でございます。まず、町内のごみステーション数でいきますと、約950か所ございます。それとペットボトル、白色トレイ、紙パック等のリサイクルステーションにつきましては約300か所ということで、ごみステーションにつきましては、地域の方々に管理をいただいているところでございます。

新設、移設の手續についてですけれども、施設はケースとしましてはマンション、アパートの新築、それで宅造、それとごみ量の増加などに伴うもの、移設は家屋の新

設や改築、また工事などに伴うものがあります。手続といたしまして、手続というわけではないんですが、地域の実情を把握されております町内会長さんにまずご相談をいただきたいと思います。ステーションにつきましては、やはり近くにあれば助かるけど、目の前は嫌だというような、やはり迷惑的な要素が強いため、新設、移設につきましても利用される地域の方々への周知並びに調整などを町内会長の方々をお願いをさせていただいてご協力をいただきながら行っております。

新設につきましては、一つ、20世帯を一つの基準とはさせていただいております。しかしながら、20世帯を超えれば無条件に認めているわけでもございません。また、20未満だから認めてないということではございません。20世帯をはるかに超えるような中高層マンション等は別ですけども、ステーションの増加は収集時間の遅延につながることから、お近くのごみステーションの利用いただくようまずはお話をさせていただいております。

ごみステーションの増加は遅延につながると申し上げましたけども、現在月曜日、火曜日、木曜日、金曜日で普通ごみの収集いたしておりますが、今年度から全作業区民間委託とさせていただいております。その台数としましては、8時半にはもう14台のパッカー車がすべて町内に一斉に走るというふうな形になっております。1台の収集時間でいきますと、8時半から収集しまして1回収集した後に坂のクリーンセンターの方へ参りまして、また2回目を帰ってきて、2回目でもまた坂のクリーンセンターに行くと、2回目の大体時間的にいきますと、昼前ぐらいが坂のクリーンセンターに到着するぐらいの時間というふうになっております。

既存のごみステーションをご利用いただきたいということでお話ししておりますけども、既存のごみステーションもいっぱいだからどうしようかといった場合については、あらかじめ町内会の方で別の候補地等を探していただきながら、そういった箇所を教えていただいた場合につきましては、現地確認をさせていただいております。時には実際パッカー車を現地に持ってまいりまして実際の収集等の状況等を確認するというケースもございます。具体的に申しますと、ごみステーションに車両が横づけになるかどうか、もしくはバックで後づけができるかどうか、袋小路ではないかどうか、転回場所があるかどうか、一度ごみステーションをつくりますと、普通ごみならず大型ごみ等の収集場所にもなりますので、大型ごみ等の収集箇所になった場合に通行車両の影響等、また不法投棄箇所にならないだろうかといったこ

となど、パッカー車の停止位置による交通の支障、また収集作業の安全性、効率性など、現地確認を行いながら進めさせていただいております。ごみステーションの移設につきましては、今後ともご理解、ご協力ほどよろしくお願いいたします。

以上、3点の項目につきましてお答えさせていただきました。以上でございます。  
議長（久保 博君） 4番梶川議員。

4番（梶川三樹夫君） 丁寧なご答弁をありがとうございました。大量生産、大量消費、大量廃棄というんです、一つの流れを変えていこうという中で環境の負荷を減少させるために、このごみの減量化、そしてリサイクル、これどんどん進めていかなければいけないわけですけども、何か最近の町の姿勢が前ほど熱心でなくなったような気が、私だけかもしれないんですけど、しております。それは安芸クリーンセンターができて一段落しているということもあると思いますし、安芸クリーンセンターの視察も行かせていただきましたけども、1日130トンですか、すごく容量の大きな焼却施設であります。これ、ごみが減り過ぎると稼働が非常に難しくなるという話も聞いたんですが、そういうこともあって、ごみを減らせ、減らせてってその機運がちょっと弱まっているんじゃないかなということをおもうんですけども、どうですか、具体的にこのくらい減ると安芸クリーンセンターは稼働しないんだとか、そういう数値がもしありましたら教えていただきたいと思います。

あと、資源ごみ、有価物ですけども、今町内会のこれを先取りされるくらいだったら、町内会の資金にしようじゃないかというような動きももう具体的に始まっているところもあるわけです。私は水俣市がそうしていることを聞いておりますけども、町内会に還元すると、もう町が収集するんだけど、それを収集した資源ごみは町内会に還元としようとか、それで町内からリサイクルごみを分別して出そうという機運を盛り上げてるといことも聞いております。そういうことも考えていただきたいと、これは要望にしておきます。

あと、ごみステーションの新設、移設の手続ですけども、ちょっと私は海田とか広島市に行きましたら、こういう申込書があるわけです。こういうのは府中町にあるのかなのか、こういうものを申し込んでこの地域の合意を得る、そして町内会長の許可も得る、そういうものをそういう手続申込書を届けをして、そして受理されていくとか、そういう一つのシステムが整わないと、ケース・バイ・ケースで考えるというだけじゃあなかなか進まないことが多いと思います。こういうのがあるか

どうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（久保 博君） 環境部次長。

環境部次長（亀山栄悟君） ただいまの再質問の中で町の清掃行政、清掃行政ってちょっとこうオーバーかもわかりませんが、姿勢がトーンダウンしてるんじゃないかというお話でございますが、決してそういうわけではございまいので、その辺誤解のないように。

それと、減量化という単語が何かこう低くなっているということですが、安芸衛生施設管理組合の方で広域処理を行ってるわけですが、65トン炉が2基ということで、これが減量するとこの稼働に影響があるのではないかという趣旨のご質問だと思いますが、これについての確かにフル稼働ということはないにしても、特に機械に対する影響、それとこれ余談ですが、売電とかいうふうな問題もあるわけですが、それについて特に影響あるやというふうなことは現時点では聞いておりませんので、ここでご答弁させていただいております。

以下、ステーションの問題等、再質問ございましたが、詳細については清掃事務所所長の方からご答弁させていただきます。

以上です。

議長（久保 博君） 清掃事務所長。

清掃事務所長（林 健三君） 梶川議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

要望という形のものでお話がありました有価物の件につきましては、町内会で先に抜かれるのであれば、町内会で独自に集めたらというような町内会もあるというふうなことで、団体としては一応今のところ3団体ぐらいを町側も一応認識をいたしております。また、そういった収集したものを町内会に還元という形のご要望もございましたけども、現在、有価物の収集につきましては直営業務で行っております。そういった関係上、直営業務の一定の整理をさせていただいた後、また民間委託等への移行に関して見直しをさせていただく際に、そういった事柄につきましても町内会もしくはまた子ども会等とか、そういった形のもので行えるようなことにつきましての、また支援等もあわせて考えさせていただければというふうに思います。

続きまして、ステーションの新設、移設についての一定の手続という中で申込書の、

申請書というんでしょうか、そういったものがあるのかどうかというご質問でございますけども、事前協議書という形のもので申請書的なものは持っておりますが、これにつきましては、先程答弁の中でもお話をさせていただきましたように、20世帯以上のマンション等のいわゆる建築確認等が都市計画課に出されますけども、その際に一応町の収集を希望されるかされないかという形のもので事前協議書というものを業者の方からいただいていることはございます。ただ、1町内会、1地域等でのそういったステーションへの新設、移設につきましては、今のところそういった申請書といったものは使っておりません。一定のマニュアル化いうのも検討いたしておりますけども、逆にマニュアル化することによって、また臨機応変な対応ができない部分もケース、ケースございますので、今のところ申請書等につきましては、簡単なものでも一応作成することについては考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 博君） 以上で第1項、ごみ行政の施策について、4番梶川議員の質問は終わります。

~~~~~  
議長（久保 博君） ここで昼食休憩に入りたいと思っておりますが、ただいまより休憩に入って、再開予定時刻は13時15分としたいと思いますので、お願いいたします。休憩。

（休憩 午後12時07分）

（再開 午後 1時15分）

議長（久保 博君） 休憩中の本会議を再開いたします。

~~~~~  
議長（久保 博君） 厚生関係、第2項、「禁煙」表示と「ポイ捨て防止条例」について、15番上原議員の質問を行います。

15番上原議員。

15番（上原 貢君） 私はホームページを持っておるわけでございまして、私のところのホームページにいろいろな投稿が来るわけでございまして、今日の演題にいたしましてもそのホームページに来たメール、あるいは直接持ってこられた方と、複数

の方のご意見を参考にして、一部引用しておりますので、お許し願いたいと思います。

「禁煙」表示と「ポイ捨て防止条例」について。

空城山公園はいつもだれかが運動している公園です。また、健康にやや問題がある人が、リハビリを兼ねてよい空気を吸いながら散歩している姿もよく見受けられます。そのような場所で歩きながら喫煙し、所構わず吸い殻をポイ捨てされる人も多く、公園内で受動喫煙に出会うことは、これはまれではございません。

健康増進法第25条では、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならないというふうに書いてあります。必要な措置とは、公園内で1か所以上の喫煙場所を指すものと思われるわけですが、それ以外の場所はどうでもいいのかといいますと、そうではございませんね、それ以外の場合はやはり原則禁煙であるわけでございます。

しかし、こういった公園内において禁煙という看板はございません。これは私もメールを受けてかなり怒っておられましたけど、こういう公園内に看板がないじゃないかと、落ち葉が舞い散る山肌の部分です、あのアスレチックのある、こういうところがたばこをポイ捨てされますと火災の原因になります。遊歩道で喫煙されれば、後ろを歩く人は受動喫煙をこうむるわけでございます。これ結構あります、いろいろ、皆さん体験されてると思いますけど。

広島市や呉市、坂町でも既にポイ捨て等の防止条例を制定し、県内及び全国においてもここ数年の間に100を超える自治体がポイ捨て防止を目的とした条例を制定してきており、皆さんお手元に資料がございますね、この資料を見てもらうとわかりませんが、広島市、呉市、三次市、東広島市、これを見たらわかると思いますけど、もういっぱいあるんです、本当に。もう検索かけるともういっぱい出ます、本当に。そこらじゅうの自治体がこれつくって、坂町でもありますね、坂町でも罰金までつけてやっています、いうぐらいこれは世の趨勢なんです。もうトレンドといいますか、趨勢で、やっぱり文化的な市町村は要る制度なんです、こういう制度は。なぜこういう文化的な制度というのは全国に広がっているわけで、府中町においても同様の同じような条例を制定し、特にたばこに関してはそういったポイ捨てをしてはいけない、あるいは吸ってはいけない、火事になりそうなところ、こういうところには禁煙という看板を表示すべきだと私は思うわけですが、この点についてどのようにお考えでし

ようか、お考えを聞きたいと思います。

議長（久保 博君） 環境部次長。

環境部次長（亀山栄悟君） 15番上原議員からご質問いただきました。答弁させていただきます。

「禁煙」表示と「ポイ捨て防止条例」についてというご質問でございますが、私があえて申し上げるまでもございませんが、嗜好品としてのたばこによる功罪、食後の一服、あるいはストレス解消、一方では円滑なコミュニケーション、またご指摘のとおり、喫煙者本人はもとより、受動喫煙による健康上の問題、喫煙後の火の不始末による火災の発生と、火災発生の第2位あるいは第3位あたりがたばこの火の不始末というふうなことも言われて、負の部分としてクローズアップされております。両方とも喫煙、非喫煙につきまして長い間それぞれのサイドから議論されているわけですが、最近では大部分のレストランなど食べ物を取り扱う施設あるいは病院などの公共施設では、分煙あるいは全面的な禁煙が常識的な文化として定着しつつあるのではないのでしょうか。とは申しましても、我々は非喫煙者と喫煙者との良好な関係を維持しながら社会生活を営んでいるということから、どちらに軍配というわけではございませんが、内心じくじたる思いもしております。

さて、条例の制定でございますが、広島市を初めとする多数の人々の集中する大都市圏では、既に喫煙制限区域等を設けて行政上の秩序罰である過料をも含めた厳しい内容の条例が制定されていることも十分承知しております。我が府中町におきましても、大型商業施設の進出オープンによりまして、以前にも増して不特定多数の人々が訪れる町となりました。周辺地域でのたばこの吸い殻に限らず、ポイ捨て等には関係者が特に憂慮しているところでございます。

現時点での考え方としましては、公衆道徳としてのマナーの遵守向上に期待することが大切で、条例による強制、押しつけ、罰則ということでの解決、改善を目指すことについては、機を誤らないように、先行自治体等のよい点、悪い点等々、実態を十分研究、把握しながら進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。今後とも町の広報等、啓発活動を初めとしまして、公衛協あるいは環境ボランティア、町内会、さまざまな各種他団体と連携しながら効果的に意識の啓発、マナーの向上を期して活動してまいりたいと、こういうふうに思っております。

なお、空城山公園を含めた具体的なご質問をいただいておりますが、これにつま

しては環境保全課長より続いて補足答弁をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（久保 博君） 環境保全課長。

環境保全課長（新枝智司君） 15番上原議員さんの空城山公園、具体的なことがございましたので、禁煙表示についてのご質問にお答えをさせていただきます。

空城山公園におきましての利用状況につきましては、前回の議会でも答弁をさせていただきましたが、その内容については質問者もご承知のとおりでございます。中でもこの公園の特色といたしましては、健康づくりを目的としましてウォーキングなどの運動をされる利用者の方が多く見受けられます。これらのことから、この公園が町民のほか利用者の皆様の健康づくりに役立つものと思っております。公園の中での禁煙ということでございますが、ご指摘のように、健康増進法25においては受動喫煙ということの定義がされておまして、他人のたばこを吸われることの害を受けないことと定義されております。この公園の目的を多数の方が利用されてることから、法の趣旨も踏まえ、現実の問題といたしまして健康面からもたばこの煙に対して不快感をお持ちの方もおられることと思われ、そうした利用者の方々が受動喫煙の害に遭われることの防止策の必要性も感じております。

そこで、現在公園において行っております対策といたしましては、受動喫煙を防止する措置として、また山火事の防止の目的も含め、指定場所以外での喫煙を禁止するという事で4か所に喫煙場所を設けております。いろいろ多くの人が集まるということで、クラブハウスの前とか、ウォーキングコースの周りとか、多くの人が集まる場所についての灰皿を設置しておったものを今回は1か所は撤去いたしまして、ますます受動喫煙を受けないための施策として、皆さんに意識啓発に努めていくようにしております。今度ともご理解とご協力をよろしくお願いいいたします。

議長（久保 博君） 15番上原議員。

15番（上原 貢君） 私の質問は禁煙という看板です、看板をつけたらどうですかと言ってるんです。公園内では吸うところはいわゆる健康増進法では必要な措置を講ずるように努めなければならないとうたってるわけです。必要な措置とは、当然ながら喫煙場所も指すわけですが、必要な措置として禁煙という看板です、枯れ葉がいっぱいあるところでは吸ってはいけないという看板、これが要るんじゃないかと僕は言ってるわけです。一般論を言ってるわけじゃないです。こういう看板そんなにお金か

かるもんじゃないですし、みんなのためになるわけですから、こういう看板を惜しむべきじゃないと私は思うわけです。

それと、町長にお尋ねしたいんですが、将来ともやはり府中町は日本一の府中町を目指すわけでございますので、やはりこういうポイ捨て防止条例というのは、犬のふんとかそういうものを含めて、ごみとかいうものを含めて総合的に考えて、将来考えていくべきものではないかと思うんですが、町長の意見も伺いたいと思います。

議長（久保 博君） 環境保全課長。

環境保全課長（新枝智司君） 説明不足で申しわけございません。一応指定場所以外では喫煙をしていただかないような看板は設置するようにいたしておりますので、よろしくをお願いします。

議長（久保 博君） 町長。

町長（和多利義之君） 近年どこへ行っても喫煙場所がなくなると、相当全体的にそうした意識が高揚したんではないか、成果的には上がったんではないかと、このように思いますが。先程来話もありますように、当面はそれぞれこういう施設とか、ここにも管理棟がありますが、そういうところにはこの完全に禁止、その対策を練っておるとというのが実態ですが、公園とか林道とは言われませんでした、林道もあったんでしょうか、そのようなところに看板をばりばり、ばりばりやるのが本当に逆に景観という形の中からいかなもんかと、そこまでやらないと守ってくれないんかどうかという問題です。したがって、できればいろんな面を通じて意識の高揚を図りながら、このマナーの中でひとつそうした受動喫煙等の健康増進法の遵守をしていただくというのが当面はそういうふうな形の方がいいんではないかなと、どうしても守ってくれんということになれば、またおっしゃるように、ばんばん、ばんばんこの看板もやらなければいけなくなるかもわかりませんが、当面はひとつよりみんなが連携しながら、意識を持ちながら守っていただくように、各団体等のいろんな会議を通じて、より一層努力をしていくということをご理解をちょうだいをしたいと、こういうことでございます。

日本一のまちづくりをする。私もちょうどこのときに財政とかそういう喫煙対策もその中に入ったんか、そのときはそういうような意識はなかったんですが、いずれにしても皆さん方からいろんな意見をいただいておりますから、やはり効率的なまちづくりと、これから本当にどうあるべきかということを考えながら、ともに許し合うと

ころは許し合う、厳しくやるところは厳しくやるというような形の中で、いい住民自治を一層開いていきたいと、このように考えておるといことでございます。ひとつその点もよろしく願いをいたします。お答えにかえさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（久保 博君） 15番上原議員。

15番（上原 貢君） 看板ですが、あれ入り口にそんなにばりばり、町長の言うように、ばりばりそう張ってもらわんでいいと思うんです、やっぱり景観をそぎますので。そうでなしに、やはり公園の入り口、揚倉山とかたくさんありますけど、児童公園とか、こういう入り口に1か所、ここは禁煙だという小さな看板でもいいと思うんです、そういうお知らせの看板をやっていただきたいといことでございます。ぜひやっていければ随分環境が違いますので、町の姿勢が町としてはこういう姿勢を持ってるんだというのを示すことは大事だと私は思うわけです。

それから最後に、町長に最後のお願いですが、もう最後の質問ですので、やはり全国を見てもこのポイ捨て防止条例というのは、ごみとか犬のふん、家畜のふんとか、そういうものを含めて総合的にもうやってる自治体が多いんです、ほとんど。もう本当に100以上あります、本当、何ほでもあるぐらいあるんです。だから、やはり町としてこれを制定しないというのはちょっとおくれてるんじゃないかと思うんです、一種の。もう坂でもやってますから、でも言うちゃあいけないですね、でもやっておられますので、近隣でも広島県内でもかなりありますし、全国本当数限りなくあると思うんです。だからそういうものを参考にされて、僕、資料をつけてますので、ここに、よその札幌市とか、よその町でもつけてますので、こういうのを参考にされながら将来的にまた考えていただければと思います。終わります。

議長（久保 博君） よろしゅうございますね。

以上で第2項、「禁煙」表示と「ポイ捨て防止条例」について、15番上原議員の質問を終わります。

次は、同じく厚生関係、第3項に当たります子育て支援事業の充実について、14番中井議員の質問を行います。

14番中井議員。

14番（中井元信君） 子育て支援事業の充実について質問させていただきます。

府中町では母子保健事業計画の一環として、妊婦及び乳幼児健診の受診券の発行に尽力されております。さきの9月議会でも少子化対策の課題として府中町ならでのさらなる何らかの支援策の必要性について質問させていただきましたが、だれもが地域で安心して産み育てるための子育て支援体制の充実を図るとともに、妊婦の健康管理の向上及び経済的負担を軽減するために、妊婦健康診査受診票の交付枚数及び検査種類の拡大をされるお考えはないでしょうか。

以上でございます。

議長（久保 博君） 福祉保健センター所長。

保健福祉センター所長（菊田晴美君） 14番中井元信議員の子育て支援の充実について、お尋ねの妊婦の健康管理の向上、並びに経済的負担の軽減を目的とした妊婦健康診査受診票の交付枚数及び検査種類の拡大への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本町における妊婦、乳児、一般健康診査等の事業は、平成9年の母子保健法の改正に伴う権限移譲により開始いたしております。本町の母子健康手帳の発行数並びに出生数は、全国的な傾向と同様に、平成10年では母子健康長の発行が684件、出生数654件、平成16年では母子健康手帳の発行数512件、出生数500件と減少傾向にありますが、出生率につきましては平成16年広島県の9.6に対し、本町は10.6と1ポイント高い状態にあります。妊娠中の健康診査は通常妊娠6か月、20週から23週を指しますが、までに4週間に1回、妊娠7か月、24週から9か月、35週までは2週間に1回、10か月に入りまして36週から39週を指しますが、1週間に1回を標準としており、1人当たり12回から15回の受診をしております。この定期的健康妊婦健診の内容は、子宮底、腹囲、胎児の大きさ、位置、児心音の確認、体重測定、血圧測定、尿検査、むくみなどのチェックをいたします。また、血液検査といたしましては、血液型ABO式、RH式、それから貧血の有無、梅毒血清反応、B型肝炎の抗原検査と、それから貧血検査につきましては妊娠の初期、中期、末期に各1回行います。必要に応じて行う検査といたしましては、胎児の超音波検査、胎盤機能検査、心電図検査、胸部レントゲン撮影などであります。

お手元にお配りしております資料は、本年9月に広島県子ども家庭支援室の調査による県内妊婦及び乳幼児健診の受診券発行状況であります。本町は妊婦一般健康診査については通常2枚、生活保護世帯、所得税非課税世帯、または町民税非課税世帯の

妊婦に対しましては4枚追加、計6枚を交付しております。また、検査としてはHVS抗原検査票1枚、超音波検査票、これは35歳以上の妊婦に1枚交付いたします。精密健康診査票につきましては、これは精密検査が必要なときに申請していただき1枚交付することといたしております。また、乳児の一般健康診査、これは裏面になりますが、2枚、精密検診につきましても2枚ということで、近隣市町村とほぼ同様の交付をいたしております。

また、17年度中における妊婦の一般健康診査の活用状況は、お一人、通常2枚でございますが、1,003件、17年度におきましては1,003件、HVS抗原検査が466件、妊婦超音波検査、これは65件、これは35歳以上の妊婦が検査される項目です。それから、乳児の一般健康診査が908件というふうな活用状況となっております。なお、17年度における生活保護世帯、所得税非課税世帯、または町民税非課税世帯の妊婦の4枚追加件数でございますが、生活保護世帯1件、町民税非課税世帯4件の計5件となっております。

本町といたしましては、妊婦の健康管理の向上並びに経済的負担の軽減を目的とした妊婦健康診査受診票の交付枚数及び検査種類の拡大については、今後の子育て支援としての国の動向や近隣市町等の情報を収集し、慎重に調査研究してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 博君） 14番中井議員。

14番（中井元信君） ありがとうございます。今回こういう質問をさせていただくに当たりまして、いろいろと調べることもあったんですが、改めて母親の仕事って大変なんだなということを実感しました。僕が妊婦の代表をするわけじゃございませんけども、本当にこれから子どもたちにとってもいろんな意味で大変な時代というかになってくると思うわけです。お母さんが安心して子育てができる社会をつくっていかなくちゃいけないと、その基本に当たる部分でこの妊婦の健康診断が始まっていくんじゃないかと思います。いろんな補助金のつけ方もあるとは思いますが、道路とか箱物、筋物をつくるのも大変結構なことなんですが、100年後には江戸時代の人口に戻るとさえ言われております。計数上ですけども、一概にその計算が正しいとは言えませんが、それほど言われてる中であって、やはりちゃんとその道を通ってくれる子どもたちがいなくちゃいけない、また箱の中で一生懸命文化活動なり生産活動してくれる人がなくちゃいけない、そういうことも含めまして、これからそういった補

助金の使い方も子どもに対するそういう支援策というものを考えていかなきゃいけない、そういうシフトしていかなきゃいけない時代に入ってるんじゃないかと思えます。

先程も説明ございましたけども、ちゃんと生まれてきて、また産後も2回ほど妊婦検診があるそうですけども、計15回、約15回、ほぼ10万程度の予算がかかるのでありますが、やはりこうした経費負担というのは若いお母さん方にとっては大変な負担だと思うわけです。ちなみに愛知県の江南市ですか、そこでは12回に対して助成をしております。また、福井県福井市におきましては、母子健康保健交付後に14回の助成をしております。また、県によっては第3子以降の妊婦の検診費用を完全に助成しているところもあります。石川県です。若干どういふんですか、少子化に歯どめがかかったというふうな情報も聞いておりますが、そうした形で今後とも母子が本当に尊重されていくチャイルドファーストですか、今の言葉で言えば、レディーファーストという言葉がありますけども、チャイルドファースト、本当に子どもたちがどこまで幸福を実感できるそういう社会をつくるのかということも大きな政治課題となってくると思います。町長、これから県の支援策も含めて、そういった形での県予算がつくのであれば、県の方に要請をしていただきたいと思いますし、かねてより県知事さんも少子化が進んで大変なんだということをおっしゃっておるそうでありまして、まずそういった点も踏まえて、広島県としてはこういう少子化対策があるんだと言えるぐらいのそういう保健体制というものをつくっていかなきゃいけないんじゃないかと、こういうふうな要望するわけですけども、町長、母子健康保健といいますが、この妊婦さんに対する助成につきましてこれから何かお考えがあれば、増やしていきたい、1回でも増やしていきたいと、そういうふうな思いがあれば、三次は聞くところによりますと6回だそうです。だから、生活保護世帯を含めて10回分助成をしておるそうです。それで、人口規模で言いますと府中町と同規模でございますので、その辺何とか努力していただいてやっていただきたいと思います、そういうふうな思いですけども、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（久保 博君） 町長。

町長（和多利義之君） 14番中井議員さんにお答えをいたします。

いろいろ施策というのはありまして、特に少子化社会、どうしても取り組んでいかなければいけない重要な課題という、その関連施策でございますが、今後時代の流れ

の中でそれらを含めて、いろんなこれだけの問題ではなくして現在ありますが、それ等を含めて考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（久保 博君） 以上で第3項、子育て支援事業の充実について、14番中井議員の質問を終わります。

以上で厚生関係の質問全部を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第1項、狭あい道路の整備に係る用地の確保について、12番吉田議員の質問を行います。

12番吉田議員。

12番（吉田美江子君） 狭あい道路の整備に係る用地の確保についてで質問をさせていただきます。またこの話かと思われるのではないかなという思いはありましたけれども、町では基本構想で「便利な暮らし心地」、「安心な暮らし心地」とか行政指針として取り上げています。具体項目としても、道路ネットワークの充実あるいは防災、防火、救急体制の整備充実といった住民に直結するような施策を取り上げています。そうしたことから、住民の生活道路の中でも特に狭あい道路の角切りについては、住民の利便性や安心のためにもぜひ早急に対応すべき事項と思いますので、ここで質問をさせていただいております。

町内各地に狭い道っていうのは本当にたくさんあります。だから角を切ったら何とか軽自動車ぐらいなら真っすぐ行けるのではなからうか、消防車が入れるんじゃないかとか、今消防車の方は道は狭うてもどこへでも水はたうようになっておりますという回答をいつも聞いておりますが、それはそれでちょっと置いといてください、置いといて、救急車の問題もあります。ですから、町内で角切りをしたいようなところ、これを丁寧に把握して行って、そしてそれをここから順番にじゃないんです、できるところから、どこでもいいじゃないですか、府中町で、どこでもいい、できるところからやってもらったらいいと思うんです。そのこれは一番大切なのは角を切って、切るということは切られる地主さんはいっつも要求しちゃいないんです、不便を感じないわけだから、その奥にある家の方が不便を感じているわけ、だから交渉事なんです、これは。交渉して、そして何とかあの手この手をお願いをして、ほいじゃあ角を切らせただけよとおっしゃるところからどこでもいいから買い取ってあげて、一つ一つ

丁寧に仕上げたいんじゃないかなと思うんです。それは1番、2番、10番と番号はつけたいかもしれん。だけど、これは無理です、地主が出してくれんことには動けんのですから。だから地主がお願いをして、交渉事というのがそれです。あの手この手というのもいろいろおわかりと思う。あの手この手を使うて、あいぐさもある、そしてじゃあここを出してあげようと、何ぼで買うてくれるんかということになるだろう、それにしても角を出してもらえるところというのは、府中じゅうどこでもいい、石井城でないにゃあいけん、五反田でないにゃあいけんいう思いはない、どこでもええんです、一つでもできたら、私は一つの成功であると、このように思います。その思いの中からこの府中町の狭い道路がたくさん網の目になっておりますが、これをどういうふうにしようと考えていらっしゃるのか、とにかくやろうという気持ちがあるのか、これを質問させていただいております。よろしくご回答お願いします。

議長（久保 博君） 監理課長。

監理課長（小林 功君） 狭あい道路の整備に係る用地確保について、12番吉田議員さんのご質問にお答えします。

確かにおっしゃるとおり、府中町第3次総合計画の中の5つの施策の大綱、その2つの中、「便利な暮らし心地のために」、「安心な暮らし心地のために」ということをご指摘のとおり施策として掲げています。部門別計画では、「便利な暮らし心地のために」で道路ネットワークの整備ということで、町内幹線道路の整備を進めるとともに、地区内補助街路等の整備を地域住民と連携し取り組むとし、また「安心な暮らし心地のために」で防災、防火及び救急体制の整備充実を方針としています。

これまでは町内ループ状道路などの幹線道路に重点が置いていましたが、ループ状道路の整備もほぼ完了し、この幹線道路を補完する幹線補助道路に未着工道路の街路整備と住環境や防災と密接に関係する地区内の補助街路や生活道路などの狭あいな道路の整備が課題となっているのは事実でございます。建築基準法で道路位置指定とか、都市計画法の開発行為あるいは区画整理事業などで築造されていない昔ながらの石井城地区、水分とか鹿籠とか宮の町なんかの旧市街地では隅切りもなく幅員も4メートル未満の狭あいな道路が多く、救急車や消防車などが入れない、未整備な道路がたくさんあります。

平成4年8月、過去の例なんです、災害防止対策促進調査研究特別委員会の調査研究結果においても、道路の角切りについては基本的にはできるところから着手する

べきである、幅員も4メートル以上の角切りについては、交通安全からも効果が大きい。おっしゃるとおりです。積極的に取り組むべきだということと、4メートル未満の部分について公費で購入は問題が多々あって適当ではないが、公平と平等、安全と経済効果を基本的において生活環境の整備、手法について検討するようにとのご意見をいただいております。これを受けて、内規的に指針として町道整備要領を平成13年9月に作成し、地域住民の方々のご協力とご理解のもとに、町内道路の拡幅及び角切りの整備の推進を図っているところでございますが、何せ都市計画事業のようにいろいろ促進できるような問題ではなく、難しい問題がありますが、有効な角切りに必要な用地を確保するためには、積極的に予算化はしていきたいと考えております。こういう事業も一気にできない事業で根気のある事業でありますので、何よりも地権者のご協力とご理解が不可欠だと思います。地権者との話ができる手段と方法も検討しながら、今後できるところから話を進めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（久保 博君） 12番吉田議員。

12番（吉田美江子君） ご丁寧な回答で本当にありがたく思っております。生活道路というのは4メートルにするという希望というのかな、4メートルにすればありがたいのは決まっております。だけど、ならないところは山ほどあります。どうにもならんところも山ほどあります。だけど、これが昔からの住宅地に多いんです。まあ言い方の悪い言い方したら、税金を一番ようけ払っとる人の道が悪いんです、手っ取り早く言うたらね。それくらい古い町っていうのは非常に道路が狭いんです。だから、これは私もさっき申し上げましたが、あの手この手を使う、このあの手この手をちょっと考えてもらいたい。そしてできるところからやればいい、まずどこどこが必要であるかいうのを書き出して、そしてできたところから消していくぐらいの気持ちが無かったら、私、この角切りの仕事っていうのは成り立っていかないような気がしております。それで、すべて交渉事ですから大変なんです。角切ってもらうところは切っちゃあほしゅうないじゃから、それを無理やりお願いして切ってもらうんですから、あの手この手になるんですが、まずとにかく府中町の中でどれぐらい角を切ったら生活道路として便利道路になるだろうか、それで建物を建てたときに中心線から2メートル下げますいうて下げても、また石を置いたり何かを置いたりしてもとへ戻っとる。なかなかうち方だけ下げても、うち方だけ引っ込んだるというようなのは我慢ができない

んでしょうね。いろいろと時間のかかる仕事なんです。ですから、私はここは本当に難しい仕事でつらいとは思いますが、府中じゅうで整理をしていくのに、一つできたら一つ消していくぐらいの気持ちで丁寧にやっていただきたい。こういうこれはもう希望でいいです。それで私のお願いしている希望が万分の一でも飲み込めてもらえるなら回答してください。わしゃ知らんよ言うてんなら、しょうがないです。困っておりましたよ、みんなで。だけど、やっぱり多くの人一人でも幸せになろう思うたら、やっぱりだれかが苦勞せなきゃあできない。そういうことでよろしくご回答をお願いいたします。

議長（久保 博君） 建設部長。

建設部長（新見 理君） 吉田議員さんのご質問でございます。我々の立場に立っていただいた中でのご質問ではなかろうかと、非常に感謝を申し上げます。我々といたしましても、先程来議員さんが申しておられますように、いわゆる義務的後退部分、いわゆる道路中心線からのセットバック部分もございまして、すべて用地買収という形にはならないケースも考えられ、対応に苦慮しておるというのが実情でございます。

ご指摘のように、しかしながら、すぐにでも整備が必要な箇所について、地元の住民の皆様の協力がいただけるんならば、先程来議員さんの方のご質問の中にもございましたけども、あの手この手じゃないですけども、説得をしていくための手法としていろんなことをご提案を申し上げながら、ご了解、ご理解をしていただくような考え方で取り組んでいきたいと思っております。ご協力をいただいたならば、財政当局とも調整もしながら積極的に予算計上もしてまいりたいと考えております。この点につきまして、常日ごろ12番議員さんにおかれましては、行政、地域の声を取り上げていただきながら、行政と一体化してご協力、ご理解を賜っておりますので、感謝申し上げます。今後におきましても、実態に即応した生活用道路の拡幅、角切りの整備を推進をしていくためには、いわゆるスポット的な改良も視野に入れながら検討していく考え方が必要であるというふうに感じております。便利で安心なまちづくりの推進のために、地域の皆さんの協議、調整をしながら、やはり積極的に取り組んでまいりますので、今後ともご協力、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（久保 博君） 12番吉田議員。

12番（吉田美江子君） 私は今の部長のご回答なんていうのはもう立派なもんですよ。ただひとつお願いしておきたい。ここが必要だというところへ重点的にいうのはやめてください。重点的に言うたって、そこが土地をくれにやあどうにもならんやないですか。だから、どこでもええ、1番、2番、10番、100番をつける必要はない。できるところからやっていこうじゃないかと、角を切ることによって交通安全にもつながるんですよ。先が見える、読めるということもあるから、だから1番、2番、10番はない。できるところから私は協力してほしい、協力じゃあない努力やね、してほしいいいことで重ねてお願いをさせてもらって質問を終わります。

議長（久保 博君） 以上で第1項、狭あい道路の整備に係る用地確保について、12番吉田議員のご質問を終わります。

以上で建設関係の質問は終わりました。

以上で一般質問が終わりました。したがって、日程第2、一般質問を終わります。

議長（久保 博君） 次、日程第3、議員提出第13号議案、「安全・安心の町」宣言決議についてを議題に供します。

提出者の説明を求めます。

7番西山議員。

7番（西山光雄君） 午前中に引き続きやりますが、のどの調子が悪くて、ご無礼かと思っております、ひとつよろしく申し上げます。

では、議員提出第13号議案の提案説明をいたします。

議員提出第13号議案。平成18年12月18日。

府中町議会議長久保博様。

提出者は私のほか15名でございます。提案署名の依頼時に欠席されていた議員もございましたので、15名ということでございますので、つけ加えておきます。

「安全・安心の町」宣言決議について。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

裏面をごらんください。

「安全・安心の町」宣言決議。

自然災害や事件事故などのない地域社会は、私達すべての切なる願いである。しかし近年、様々な社会の変化に伴い、私達を取り巻く治安の悪化は顕著である。悲惨な交通死亡事故や児童の痛ましい事件など、各種多様な犯罪が多発しており、憂慮すべき深刻な状況となっている。

こうした中、我がまち府中町においても、郊外型犯罪に対する町民の防犯意識はますます高まるとともに、従来から懸念されている大規模自然災害に対する防災への関心も強くなっている。

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、地域住民・ボランティア団体による自主防犯・防災活動や、それをバックアップする警察・行政の施策により、官民一体となった地域防犯・防災力の強化が大切である。

よって府中町は、町民と警察・行政等の関係機関が互いに連携し、更なる「安全・安心の町」の実現に向け、町民総ぐるみでこれに取り組むことをここに宣言する。

以上決議する。

平成18年12月18日。

広島県安芸郡府中町、広島県安芸郡府中町議会。

なお、この決議文については、議会としても年末を控え、飲酒運転や犯罪防止のための宣言を行い、町民への啓発を広げ、安心して暮らせるまちづくりの対応が必要ではないかと検討していたところ、町長の方から共同して宣言をしたらとの意向が案を添えてございましたので、このたびの共同宣言として提案させていただきました。

また、宣言決議可決の折には、各部局における町民啓発のための必要予算の措置を町長にお願いして提案としていたします。よろしくお願いいたします。

議長（久保 博君） 以上で提案説明を終わります。

質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） お諮りします。

日程第3、議員提出第13号議案、「安全・安心の町」宣言決議について、質疑、討論はなしということで、原案のとおり決したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議員提出第13号議案、「安全・安心の町」宣言決議については、原案のとおり可決決定いたしました。

議長（久保 博君） 日程第4、議員提出第14号議案、議会広報広聴調査特別委員会の名称変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番加島議員。

11番（加島久行君） 日程第4、議員提出第14号議案、議会広報広聴調査特別委員会の名称変更に関する決議案の提出について、提案説明をちょっとさせていただきます。

この案件につきましては、16名の賛同署名をいただいております。変更理由といたしましては、名称を短くしてだれでも言いやすく、より住民に親しんでいただけるよう、そういった気持ちを持ちまして今の議会広報広聴調査特別委員会から議会報特別委員会に名称を変更するものでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（久保 博君） 以上で提案説明を終わります。

質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） お諮りします。

日程第4、議員提出第14号議案、議会広報広聴調査特別委員会の名称変更について、質疑、討論はなしということで、原案のとおり決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議員提出第14号議案、議会広報広聴調査特別委員会の名称変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議長（久保 博君） 日程第5、議員提出第15号議案、地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書についてを議題に供します。

提出者の説明を求めます。

7番西山議員。

7番（西山光雄君） 議員提出第15号議案、平成18年12月18日。

府中町議会議長久保博様。

提出者は府中町議会議員、ここに署名されておる皆さんでございます。

地方の道路整備の促進と財源確保に関する意見書について。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

裏面をお願いします。

地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

本町においては、県道広島中島線、東海田広島線など朝夕の慢性的な渋滞は、町民生活のみならず産業活動にも重要な支障を及ぼしている。

少子・高齢化が進展している中、活力ある地域づくりを推進していくためには、地域内外の道路網の整備は極めて重要な課題であり、交通渋滞解消のため、また、交通事故防止のためにも広島高速2号線（府中仁保道路）、大洲橋青崎線の整備は、本町の極めて重要な課題となっている。

12月8日、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定されたが、道路整備に対する国民の要求は依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次ぎの事項について配慮されるよう強く要望する。

- 1 受益者負担という制度趣旨に則り、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映し、道路整備を強力に推進するために必要な予算を確保すること。
- 2 安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を促進し、一日も早い完成に努めること。
- 3 高速道路のさらなる有効活用により、一般道路も含めた道路全体の渋滞や沿道環境、交通安全問題の解決を図るため、ネットワークの早期整備、インターチェンジの最適配置のアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。
- 4 自動車による二酸化炭素の排出抑制に不可欠な渋滞対策や、市町村合併後の支援をするため、地方の道路整備を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を出します。

平成18年12月18日。

広島県安芸郡府中町議会。

衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様、内閣総理大臣 安倍晋三様、総務大臣 菅 義偉様、財務大臣 尾身幸次様、国土交通大臣 冬柴鐵三様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（久保 博君） 以上で提案説明を終わります。

質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） お諮りします。

日程第5、議員提出第15号議案、地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書について、質疑、討論はなしということで、原案のとおり決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議員提出第15号議案、地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

議長（久保 博君） 次、日程第6、議員提出第16号議案、「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書についてを議題に供します。

提出者の説明を求めます。

14番中井議員。

14番（中井元信君） 議案提案前に1か所字句の訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。提案書の本文の方ですが、内閣総理大臣 安倍晋三様となっておりますが、安倍の倍がにんべんでございますので、よろしくお願いいたします。間違っておりました。

それでは、議員提出議案第16号。平成18年12月18日。

府中町議会議長久保博様。

提出者 府中町議会議員中井元信ほか16名の皆さんに提案者になっていただいております。

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書について。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により提出いたします。

本文に移らせていただきます。

「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書（案）。

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため  
総合法律支援法が２年前に施行されました。同法に基づき「日本司法支援センタ  
ー」（愛称・法テラス）が設立され、１０月２日、全国で一斉に業務を開始しまし  
た。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司  
法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務  
開始の初日だけで全国で約２，３００件もの相談があり、期待のほどが伺えます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこ  
たえる機関です。２００５年、２００６年に鳥取、茨城県等で４回の試行を実施し  
た結果からは、相談件数が年間１００万から１２０万件を超えると予測されており、  
これに対応できるだけの体制整備が望まれます。よって、法テラスの体制をさらに  
充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望いたします。

#### 記

- 一、全国で２１人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 一、司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 一、高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による  
相談等を実施すること。
- 一、「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細  
かく周知徹底を図ること。
- 一、利用者の利便性を鑑み、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。
- 一、メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１８年１２月１８日。

広島県安芸郡府中町議会。

衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様、内閣総理大臣 安倍晋三様、法  
務大臣 長勢甚遠様。

以上でございます。

議長（久保 博君） 以上で提案説明を終わります。

質疑はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(久保 博君) お諮りします。

日程第6、議員提出第16号議案、「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書について、質疑、討論はなしということで、原案のとおり決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(久保 博君) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議員提出第16号議案、「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~  
議長(久保 博君) 日程第7に移ります。議員提出第17号議案、「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書についてを議題に供します。

提出者の説明を求めます。

14番中井議員。

14番(中井元信君) 提案前にもう一回字句の訂正をお願いしたいと思います。先程と同様ですけども、本文下の内閣総理大臣 安倍晋三様の倍がにんべんでございますので、字句の訂正をお願いいたします。失礼しました。

議員提出第17号議案。平成18年12月18日。

府中町議会議長久保博様。

提案者、中井元信含む15人の皆様のご提案をいただいております。

「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書について。

このことについて、府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書(案)

少子化の要因の一つとして、子育てに対する「経済的負担」が挙げられております。働く女性の約7割が第1子出産を機に離職しているとのデータがありますが、出産・育児を経て再雇用を望む女性が少なくありません。12歳未満の子どもを持ちながら求職活動を行っている女性は、全国に約70万人、就業を希望していながら就職活動を行っていない者も約180万人存在している状況です。

そのような中、2006年4月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て

中の女性を支援するために「マザーズハローワーク」が開設されました。求職者一人一人の希望や状況を踏まえたきめ細かな対応が好評で、利用者も多く、成果を挙げています。

しかしながら、「マザーズハローワーク」の設置は、全国12か所11都道府県（札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、福岡、北九州）にとどまっており、現在、サービスは大都市圏に集中しています。そこで厚生労働省は、既存のハローワーク内に「マザーズサロン」（仮称）を設置し、同様のサービスを全国展開したいとしています。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の支え手を増加させる観点からも、子育て女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題であります。よって、「マザーズハローワーク」未設置の36県に対し「マザーズサロン」（仮称）の設置を早期に実現させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月18日。

広島県安芸郡府中町議会。

衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 柳澤伯夫様。

以上でございます。

議長（久保 博君） 以上で提案説明を終わります。

続いて、質疑と討論でございますが、ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） お諮りします。

日程第7、議員提出第17号議案、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書について、質疑と討論を省略して原案のとおり決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（久保 博君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議員提出第17号議案、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書については、原案のとおり可決決定をいたしました。

以上で本会議に付議された案件の審議、すべて終了をいたしました。

ここで町長があいさつをしたいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

町長（和多利義之君） それでは、12月定例議会閉会に当たりまして一言お礼を申させていただきますたいと、このように思います。

12月15日から暦日で4日間の会期ということでございましたけども、議題も極めて今回は少なかったということではございますが、そうは言いながらも、首を振っておられる方もあるように、非常に重要案件もあったんじゃないかなと、振り返ってみますと林道管理、これも議会の皆さん方の意見を生かしながら、管理をするための一つの施策と、こういうことでございますし、後期高齢者医療広域連合と、このことにつきましてもご承知のように各自治体で健保もやっておりますが、これを一元化し、県単位でしていこうという一歩だと、こういうふうにも言われておりまして、いろいろご意見もいただいたようにまだまだ問題もあるわけでございますが、そうは言いながらも福祉、保健、医療改革の一環として私としては受けとめさせていただいておるということでございます。

また、先程安心・安全の宣言を決議をいただきました。幸い皆さん方のご理解とご協力で大きな事件が本町にはございませんが、それだけにいつ起こるかわからないと、より今の意識を高く持って、より連携を取りながらこうしたことのない安全・安心の暮らしができる町ということにしたいと、こういうことで議会の皆さんと相談をしながら宣言をさせていただいたと、これからいかにフォローしていくかということが大切でございますが、こうした大きな議題がありましたと同時に、1年間を振り返りましても、当初予算からまさに不安といいましょうか、そういうものを持ちながらの予算。それが4月ごろには非常にいい朗報がたくさん入っており、大変なそれでそのものがなくなるということじゃありませんが、国の第2次改革を十分見ながら、どうあるべきかということでもとに考えながらやっていけば、間違いなく健全に行財政体制は再構築できると、こういうことを私も今確信をさせていただいておる。これも日ごからの皆さん方のご協力のおかげということでございます。本当に重ねてお礼を申させていただきますたいと。

最後にいたしますが、今年もあと2週間ということでございまして、お会いするがあるだろうと思いますが、ないかもわからないということをお考えすると、それぞれ家

族おそろいでどうぞひとついいお正月をお迎えをいただいて、またともに頑張っていくとことをお誓いをいたしまして、一言お礼にかえさせていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

議長（久保 博君） これをもちまして、平成18年第4回府中町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時34分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長 久保 博

議員 久保 宏 隆

議員 加 島 久 行